静 岡 市 報

号　外
静岡市葵区追手町５番１号
発　行　所　静岡市役所
編集兼発行人　静岡市長
発　行　日　毎月１日・随時

目　次

監査公表
○平成21年度第２回定期監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○平成21年度指定管理者に対する監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
○平成21年度定期監査（工事監査）結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

監 査 公 表

静岡市監査公表第６号

地方自治法第199条第1項、第２項及び第４項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第９項の規定により、これを公表する。

平成22年１月29日

静岡市監査委員　海　野　　洋
同　戸　谷　雄　一
同　栗　田　裕　之
同　岩　崎　良　浩

記

監査の種別　定期監査

監査の対象　総　務　局　市長公室及び総務部
保健福祉子ども局　子ども青少年部及び保健衛生部
病　院　局
経　済　局　商工部及び農林水産部
都　市　局　都市計画部及び建築部
建　設　局　土木部及び道路部
消防防災局　防災部
選挙管理委員会事務局
以上の部局から抽出した課

監査の方法　１　予備監査（監査委員事務局職員による関係書類等の監査）
２　本 監 査（監査委員による説明聴取、質疑）

監査の範囲　　平成21年度（４月１日～10月31日）における事務事業の執行状況等

監査の視点　　１　事務事業及び予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか

２　事務事業及び予算の計画に対する実績は妥当であるか

３　事務処理で法令、条例等に違反するものはないか

４　その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか

監査の期間　　平成21年11月20日から平成22年１月14日まで

監査の結果　　対象とした各課の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、一部改善・検討を要する事項（指摘事項）が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、各部局の監査の結果については、後述のとおりである。

（注）報告書は、次の扱いにより記載してある。

⑴　金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。

⑵　歳入予算に係る名称は、原則として節名で記載してある。

⑶　指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項、又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。

総務局　市長公室

1　監査対象課

秘書課、東京事務所

2　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　支出事務

東京事務所清掃業務委託、東京事務所賃貸借契約、旅費等６件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑵　財産管理事務

備品の管理、金券類（郵券、タクシー券等）の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑶　その他事務

出勤簿、時間外勤務記録簿について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3　業務改善実施事項

⑴　大量データの送受信について（東京事務所）

東京事務所の重要な役割のひとつである本庁への情報提供において、これまでは使用するパソコンのメール環境で送受信を行っていたが、大容量データの送受信の際には、容量制限によりデータを分割するなど煩雑な事務作業が必要となっていた。このため、本庁及び東京事務所のそれぞれのサーバーに直接アクセスが可能となるよう周辺機器を増設したことで大容量データの送受信が可能となり、情報提供の迅速化と事務効率が図られていた。

4　意見・要望事項

⑴　今後の秘書課業務について（秘書課）

市長のマニフェストが、市民生活においてますます重要視されていく中で、市長の直属の課である秘書課においては、マニフェストに掲げた事業の所管部局における執行状況について、事後的な報告等による状況把握ではなく、常にリアルタイムの状況把握に努めるとともに、状況によっては、ある程度の権限を持って対処することも必要になってきていると考えるので、今後、秘書課業務のあるべき姿としてどのような対応をすべきなのか調査・検討をされるよう要望する。

⑵　各省庁との連絡調整及び情報収集について（東京事務所）

東京事務所設置の最大の目的は、国の各省庁等との連絡調整と各種の情報収集であり、設置以来これまで、その役割は十分に果たされてきたものと認識している。

最近の我が国の動向は、先の政権交代により政策立案過程が変化するなど状況が一変したので、これまでと同様な対応では情報収集等も思いどおりにはいかないのではないかと考える。他都市等との連携強化はもとより、特に各省庁等の動向に対してはこれまで以上に注意を払い、迅速かつ正確な情報収集に努められるよう要望する。

総務局　総務部

１　監査対象課

政策法務課、職員厚生課

２　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

雑収（講師謝金、社会保険料収入、地方公務員災害補償基金確定負担金過納額）の３件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、雑収（社会保険料収入）において納期を経過した収入未済があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

⑵　支出事務

静岡市例規管理システム保守管理業務委託、静岡市要綱の公表業務委託、血液再検査業務（静岡）委託、婦人科検診業務委託等６件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑶　財産管理事務

備品の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

３　業務改善実施事項

⑴　メンタルヘルス事業の推進について（職員厚生課）

本市で増加傾向にある職員の心の病の防止にあたり、管理監督者が習得すべき心の病に対する知識等をまとめた「管理監督者のためのメンタル対応の手引」を作成したことにより、管理監督者が部下へのメンタルヘルスケアを実施する際に、これまで以上に円滑かつ適切な対応ができるよう改善が図られていた。

4　意見・要望事項

⑴　法律問題に対する課としての対応について（政策法務課）

市の業務は、その殆どが法令等に基づくものであることから、法令等の的確な解釈や理解は、業務を遂行するうえで、最も重要なことの一つである。

昨今の変化の激しい社会情勢の中で、行政の対応も同様に変化を求められることが想定され、相談業務等は、今後さらに増えていくものと思われるので、その専門性を発揮し、市役所全体の指導的な立場として、時代のすう勢を見極めながら、更なる体制の整備を心掛け、各課の相談に応じられるよう要望する。

⑵　福利厚生事業について(職員厚生課)

最近、様々な要因によって心の健康問題を抱える職員が増加傾向にあるが、このような傾向は市役所に限らず、社会全体の現象として大きな問題となっている。これは、パソコン等電子機器の発達・普及、また、社会環境の複雑多様化等に伴い、人間関係が希薄になったことなどが大きな原因の一つとも言われている。

こうしたことへの対応には、コミュニケーションが行き届いた風通しの良い職場環境を整えることが大切であるため、福利厚生事業としての職員文化体育事業については、職員の心の健康増進という観点から、多くの職員が参加する魅力ある事業となるよう、先進都市の事例も参考にしながら検討されるよう要望する。

保健福祉子ども局　子ども青少年部

1　監査対象課

子育て支援課、保育課、児童相談所

2　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

保育所使用料、保育所費負担金、児童福祉総務使用料等７件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、保育所費負担金、保育所使用料、社会保険料収入、児童福祉総務費負担金、雑収（児童手当及び児童扶養手当過払金、母子家庭等医療費返還金、母子家庭等日常生活支援事業利用者負担金、母子・寡婦福祉資金に係る元金収入、利子収入及び違約金、保育所主食代）において、納期を経過した収入未済があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

【指摘事項】

ア　調定及び減額調定処理等について（子育て支援課）

社会保険料収入、雑収（児童手当及び児童扶養手当過払金等繰越、乳幼児医療費助成に伴う高額療養費等）において、静岡市会計規則第16条及び第18条に規定する調定及び調定額の変更並びに同規則第20条に規定する会計管理者への通知が一部されていなかったので、適正に処理されたい。

イ　調定及び減額調定処理等について（保育課）

保育所費負担金、保育所使用料及び社会保険料収入において、静岡市会計規則第16条及び第18条に規定する調定及び調定額の変更並びに同規則第20条に規定する会計管理者への通知が一部されていなかったので、適正に処理されたい。

⑵　支出事務

静岡市子育て応援総合ホームページ管理運営業務委託、静岡市病児・病後児保育室回診業務委託、相談所機械警備業務委託等９件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑶　財産管理事務

備品の管理、金券類（郵券、タクシー券）の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

３　業務改善実施事項

⑴　静岡市こどもプラン（次世代育成支援対策行動計画）後期計画の策定について（子育て支援課）

現計画の見直しを行うことにより、後期計画を具体的で実効性のあるものとするため、市民意見の聴取の手法として、静岡青年会議所との共催により「Ｖｏｉｃｅ　ｏｆ しずおか市民討議会2009」を開催していた。市民討議会では、20～80歳代の幅広い年齢層の市民から様々な意見を聞き取り、後期計画策定に活かしていた。

⑵　相談しやすい環境づくりについて（児童相談所）

児童養護施設の入所児童が作製した絵画作品やクリスマスツリー等の季節にちなんだ展示物をロビーや廊下に展示、設置することにより、相談所内に温かい雰囲気を醸し出し、相談者が来所した際に気楽に相談できるような環境づくりに努めていた。

４　意見・要望事項

⑴　少子化対策事業推進の連携について（子育て支援課）

国においては仕事と育児の両立のための施策が行われているが、現在の経済不況の影響もあり、待機児童、育児休業切りの問題が生じるなど、母親の再就職を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。少子化対策として特に重要だと言われている女性の就業環境の整備・改善には民間事業者の協力が不可欠であり、その実現には多くの困難が予測さ

れるため、子ども青少年部だけではなく、関係部局との協力・連携体制を構築し、全庁的に取り組まれたい。

⑵　待機児童対策について（保育課）

待機児童解消のための対策については、子どもを安心して預けられる保育の環境を保つことが重要となるが、単に保育園等の定員増加や施設の改修を行うのみならず、それに見合った保育士の配置基準の適正化を図るとともに、本市における今後の少子化対策と十分に連動した対応がなされるよう要望する。

⑶　児童の虐待防止対策について（児童相談所）

児童相談所への相談件数が全国的に増加の一途を辿る中、平成20年度の改正児童虐待防止法の施行により児童相談所の権限が強化され、児童相談所の調査を拒否する家庭に対して児童の安全確認等のための強制立ち入り調査が実施されることとなった。

全国的な傾向として、虐待を受けた児童の中には大怪我や衰弱などで生命の危機に瀕した者も少なくないことから、虐待のおそれのある家庭への立ち入りについては、児童を守るための最終手段として、決してためらうことなく対応されるよう要望する。一方、虐待した保護者の中には、虐待行為を悔やんだり、助けを求めている場合があるので、行政として保護者に対しても手を差し伸べるよう併せて要望する。

保健福祉子ども局　保健衛生部

１　監査対象課

健康づくり推進課、こころの健康センター、保健所生活衛生課、保健所精神保健福祉課

２　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

健康増進推進使用料、生活衛生指導手数料、精神保健手数料等４件について、監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑵　支出事務

東部複合施設清掃業務委託、こころの健康センター臨床検査業務委託、保健所トータルシステム維持管理業務委託、精神障害者障害程度区分認定等調査業務委託等14件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑶　財産管理事務

備品の管理、金券類（郵券、タクシー券等）の管理について監査した結果、おおむね

適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

【指摘事項】

ア　普通財産の貸付事務について（保健所精神保健福祉課）

電柱等の設置に係る普通財産の貸付け手続きにおいて、行政財産の目的外使用許可に準じた手続きを行い「普通財産貸付承認書」により許可をしていたが、普通財産の貸付けについては、静岡市財産管理規則第31条第２項において契約書の作成が規定されているほか、行政財産の目的外使用許可に係る手続きとは異なるので適正な措置を講じられたい。

⑷　その他事務

時間外勤務記録簿について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

３　業務改善実施事項

⑴　たばこ対策事業について（健康づくり推進課）

静岡市健康爛漫計画における「たばこ対策事業」は、市単独事業として実施していたが、このうち既存事業の一部である「小中学校喫煙防止教室」については国の補助事業に合致することが判明したため、補助申請をするとともに新たに取り組む「飲食店の受動喫煙防止事業」についても補助要綱に沿った企画とし国庫補助対象事業とするなど、財源確保に努めていた。

⑵　かかりつけ医うつ病対応力向上研修について（保健所精神保健福祉課）

前年度は市医師会との共催事業として開催したが、参加者は想定人数を大幅に下回る結果となったため、今年度は、県医師会、市医師会との共催事業とし産業医認定研修として位置付け周知方法も見直した結果、参加者は前年度に比べ静岡地区及び清水地区を合わせ53人増加するとともに、産業医の認定単位取得が可能となるなど改善が図られていた。

４　意見・要望事項

⑴　食育事業の積極的な展開について（健康づくり推進課）

静岡市食育推進計画は、市民の食生活を見直し、健康で心豊かな人間性を育むための食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的で策定されたものであるが、その事業の推進において、市が具体的にどのような行動をしているのかその内容が市民に明確に伝わっていない現状があると考える。

健全な市民生活を保持していくためには、食の大切さについて市民自らがそれを充分に理解することが必要であるので、「食事は頭を使って食べる」ということを基本に市

民、特に成人を対象とした具体性のある食育事業を積極的に展開されるよう要望する。

⑵　集団認知行動療法について（こころの健康センター）

今日の複雑な社会環境を背景に「うつ病」、「うつ状態」による自殺者の増加が社会問題となっている。その対策として、かかりつけ医と専門機関との連携体制の構築や一人暮らしの高齢者に対する施策など、様々なアプローチによる対策が講じられている。

現在、こころの健康センターがうつ病患者に行っている「集団認知行動療法」が成果を挙げているので、関係機関と連携を図り、積極的にこの療法の普及活動に努められるよう要望する。

⑶　衛生害虫相談指導事業について（保健所生活衛生課）

近年の地球温暖化に起因して、自然環境等の変化ということが多方面で叫ばれている状況がある。一例を挙げれば、外来生物であるヤンバルトサカヤスデの大量発生など、今までは考えられない事象が顕著に現れている。

このような自然環境の変化が市民生活にどのような影響を及ぼすのかについて、環境保健研究所と連携を図り、これまで以上に環境の変化に注意力を持って監視し、或いはその発生防止に努められるよう要望する。

⑷　自殺対策の推進について（保健所精神保健福祉課）

自殺対策において重要なことは、悩みを持った人を孤立させないことであるといわれ、特に最近は、高齢者の健康問題を苦にした自殺が目立つともいわれている。

職員は、地域の民生委員等と連携を図り、一人暮らしの高齢者宅に対しては定期的な巡回を実施するなど、積極的に地域に出向くことにより的確な状況把握と情報収集に努め、住民とふれあう機会を多く持つなど地域と行政が輪になって支援できる体制づくりをされるよう要望する。

病院局

１　監査対象課

清水病院事務局　病院総務課、病院施設課、医事課

清水看護専門学校

２　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

その他医業収益（室料差額収益）、その他医業外収益（光熱水費負担金）、看護専門学校使用料の３件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、入院収益、外来収益、その他医業収益（室料差額収益、公衆衛生収益、医療相

談収益、産褥パット料等）、その他医業外収益（介護保険収益、居宅介護収益、回答料等）において、納期を経過した収入未済があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

⑵　支出事務

清水病院院内保育所運営業務委託、清水病院看護衣等洗濯業務委託、清水病院ＤＰＣ運用支援業務委託、清水病院医事業務委託、清水看護専門学校空調設備保守点検業務委託等12件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

【指摘事項】

ア　清水病院医事業務委託について（医事課）

積算において、パート従事員の勤務時間数の算出が誤っており、本来の積算額よりも高く算出されたことにより、予定価格も本来より高く設定され、その結果、本来よりも高い金額で契約されていた。委託業務における積算にあたっては、十分留意するとともに、課内のチェック体制の見直しなど、今後、誤りがないよう適正な措置を講じられたい。

⑶　財産管理事務

備品の管理、金券類（郵券、タクシー券）の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

３　業務改善実施事項

⑴　医療スタッフの安定的な確保について（病院総務課）

医師・看護師の医療スタッフが慢性的に不足していたため、院内保育所「あいあい保育園」を設置し、医師給与についても初任給調整手当を新設した結果、職場環境や待遇が改善され、医療スタッフの離職防止が図られていた。

⑵　病診連携の推進について（医事課）

清水病院が紹介状持参患者等に対して急性期医療を行い、慢性期医療に移行した患者に対しては診療所へ逆紹介するなどの病診連携において、地域的な事情等から紹介率や逆紹介率が伸び悩んでいたが、清水医師会、清水庵原郡歯科医師会との連携、効率的な診療体制の推進及び診療所側の意向確認等の結果、紹介率が平成20年度に48.9％であったものが49.1％へ、逆紹介率が平成20年度に30.4％であったものが37.6％へと改善が図られていた。

４　意見・要望事項

⑴　静岡病院と清水病院の事業運営に関する調整について（清水病院）

今日、公立病院事業経営が大変厳しい状況に置かれ、結果的に廃止、統合、縮小という事態に追い込まれた公立病院も見受けられる。本市においても財政状況が厳しい中で、病院経営の健全化は大きな課題となっている。

こうしたなか清水病院においては、事業運営の効率化を目指し、既に実施されている静岡病院との薬品等の共同購入などを拡大するとともに、両病院事務局において手法の異なる事務事業等について、効率的なものは積極的に双方で取り入れるなどの検討を行い、更なる経営の健全化に努められるよう要望する。

⑵　清水看護専門学校の学生の確保について（清水看護専門学校）

現在の在学生の数は、１年生から３年生まで全学年で定員を下回っている状況にあるので、地域医療における看護師の確保という観点と、学校運営における効率性の向上という側面から、定員が維持できるような方策を検討されるよう要望する。

経済局　商工部

１　監査対象課

商業労政課、観光課、イベント推進課、清水港振興課

２　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

労働総務使用料、土地貸付収入（観光バス駐車場、青葉イベント広場）、港湾管理使用料の４件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑵　支出事務

静岡市求職者総合支援センター設置運営業務委託、静岡市観光戦略策定業務委託、青葉シンボルロードイルミネーション設置業務委託、清水港マグロまつり2009企画運営業務委託等12件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑶　財産管理事務

備品の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

３　業務改善実施事項

⑴　静岡市求職者総合支援センターの設置について（商業労政課）

厳しい雇用情勢下において、非正規労働者や失業者への就業支援と生活支援を一体的

に実施する必要があったため、平成21年６月に東部勤労者福祉センター内に静岡市求職者総合支援センターを設置し、さらに７月には国の相談事業も一体的に実施できる体制が整備されたことにより、求職者に対する支援の強化、充実が図られていた。

⑵　清水中心市街地巡回バス事業について（イベント推進課）

これまで当事業では受託者所有の普通中型バスを使用していたため、高齢者が利用しにくいこと、また、他のバスとの区別ができないなどの問題があったが、受託者と協議し、低床バスの導入及び利用者が判別し易いラッピングを施したことにより、利用者の利便性の向上が図られていた。

４　意見・要望事項

⑴　街のにぎわい創出について（商工部）

最近では、「Ｂ級グルメ」が町おこしの起爆剤として期待されている。

本市は、静岡おでんを代表とするＢ級グルメに加え、マグロ、サクラエビ、シラス、わさび、地酒など全国的にも十分通用する食文化があると考える。

本年度においても「静岡おでん」をテーマとしたイベントが盛大に開催されているが、ご当地グルメなどを活用する手法を工夫することによって、大きな誘客効果が期待できると思われるので、今後、部内各課で連携を図り、市民とともに研究等を進められるよう要望する。

⑵　雇用創出事業について（商業労政課）

雇用については、一般的に政府が事実上、景気底打ちを宣言しても改善の実感は乏しい。また、世界同時不況が実体経済に与えた影響は大きく、雇用情勢は悪化の一途を辿っていると言われている。

厚生労働省が「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」や「ふるさと雇用再生特別交付金」などの政策を打ち出したことにより、本市でも当事業の活用を図っているが、雇用創出の迅速性と実効性のために更に民間からのアイデアを募るなどして当交付金の有効活用を図られるよう要望する。

⑶　観光行政における重点施策について（観光課）

都市の活性化のための重要な要素である人口が、本市においては年々減少傾向にある。こうした状況の中で重要なことは、雇用の創出であり、少子高齢化対策であり、他都市からの流入人口を増やすための観光行政であると考える。これらのうち雇用の創出、少子高齢化対策は社会全体の問題であるのに対し、市が主体となって対応することができるのが観光行政である。

本市においては、南アルプスなどの自然環境、日本三大美港に数えられる清水港、海、山の幸からなる食文化、駿府城跡をはじめとする歴史的遺産など豊富な観光資源に恵まれていながら、これらを活かしきれていないのが現状であるので、現在策定中の静岡市観光戦略を基に、関係課と十分協議し、今後の観光施策を進められるよう要望する。

⑷　清水港ビジョンの具現化について（清水港振興課）

「清水港ビジョン」において、「新東名高速道路や中部横断自動車道、開港した富士山静岡空港など、広域高速交通基盤から見た国土構造上の地理的優位性をはじめ、観光・歴史資源、地域の人々と清水港との結びつき及び新産業立地における優位性等、本ビジョンを策定する上で認識すべき主なポテンシャルを整理した。」とされている。清水港については、この地域ポテンシャルを活かした新たな施策の展開により、更に多くの人々による交流を拡大させることが、本市の発展には欠かすことができないとの認識にたって、今後の清水港の振興を図られるよう要望する。

経済局　農林水産部

１　監査対象課

農地整備課、治山林道課、水産漁港課

２　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

土地売払収入、漁港管理使用料の２件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、農業集落排水施設事業費分担金、農業集落排水施設使用料において、納期を経過した収入未済があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

⑵　支出事務

農道等潰地登記業務委託、林道炭焼平山線管理業務委託、用宗漁港海岸ごみ収集運搬業務委託、沿岸海域掃海管理業務委託、大原地区、松野地区農業集落排水施設排水処理業務委託、由比地区地すべり管理センター管理業務委託等９件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

【指摘事項】

ア　用宗漁港海岸ごみ収集運搬業務委託について（水産漁港課）

可燃ごみの収集において、仕様書で定められている業務の実施回数及び実施曜日について、受託者から提出された清掃工場搬入量報告書をみると、いずれの月においても規定された実施回数の半分以下となっており、実態と仕様書で大幅な差異があった。仕様書では甲の指示により回数及び曜日は変更できると規定されているものの、変更された記録はなかった。

また、缶、ビンの収集においては、仕様書で様式を定めていないことから、受託者

からの報告自体がされていなかった。このような状況から委託業務が確実に履行されているとは言えず、所管課による確認行為も不十分であるので、早急に業務内容と検査体制を確認するとともに、適切に受託者への指導を行うなど、必要な措置を講じられたい。

⑶　財産管理事務

備品の管理、金券類（郵券、収入印紙）の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

３　意見・要望事項

⑴　安倍川及び藁科川に設定されている慣行水利権について（農地整備課）

安倍川及び藁科川に設置してある農業用樋管のうち、現在取水していない樋管については、治水管理上危険であるとして国土交通省から撤去の要請を受けている。この撤去の前提として各樋管の慣行水利権の放棄が必要となることから、地元利用者の理解を得なければならず、現在未着手の状態となっている。堤防に使用していない樋管が設置されていることは、治水管理上の危険性のみならず、安倍川及び藁科川の水利権のあり方や適正な水利権の管理の面からも好ましくないと考えるので、早急に対応されるよう要望する。

⑵　林道開設事業等の推進について（治山林道課）

林道開設や整備等においては、市単独事業としては対応が難しく国や県の助成を受けて事業を実施しているのが現状であるが、厳しい市の財政状況のみならず、政府の行政刷新会議による事業仕分けにみられるように、林道を取り巻く環境は財政的に一層厳しい状況となっている。

このような状況から、今後の林道開設や整備等の事業は計画を大幅に変更しなければならないことも想定されるため、災害対応も含めて十分に検討を重ねたうえで的確な優先順位を設定して執行されるよう要望する。

⑶　水産業の振興及び水産物の販売促進について（水産漁港課）

本市は、用宗漁港と由比漁港という良港２港を有しており、用宗漁港のシラス、由比漁港のサクラエビは広く県外にも知れ渡った本市の誇る水産物となっている。

しかしながら、このような良港と特色ある水産物を備えているにもかかわらず、誘客を主体に行政として対外的に売り出すことが必ずしも成功しているとは言えない状況となっている。

身近な他都市の例としては、常に市外から訪れた人々で賑わう沼津港周辺の例がある。このような水産業の振興と水産物の販売促進において成功している都市を参考に様々な調査や研究を行い、本市の水産行政に活かされるよう要望する。

⑷　広野海岸公園整備事業について（水産漁港課）

広野海岸公園の釣護岸の転落防護柵が部分的に欠落していたため、欠損箇所を修復して施設の安全性を確保していたが、施設全体で見ると災害等により海岸公園自体が波に洗われる可能性のある施設であり、現状では一部で隆起している箇所も見られる状況となっていることから、海岸公園の安全性確保にこれまで以上に意を払い、更に魅力ある公園となるよう期待する。

都市局　都市計画部

1　監査対象課

交通政策課、開発指導課、市街地整備課、東静岡駅周辺整備課、清水駅周辺整備課、大谷区画整理推進課

2　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

交通対策使用料、番町西土地区画整理事業清算徴収金、清水駅周辺開発推進使用料等11件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、番町西土地区画整理事業清算徴収金及び雑収（都市計画雑入）において、納期を経過した収入未済があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

また、番町西土地区画整理事業清算徴収金については、土地区画整理法の規定により国税滞納処分の例による徴収（裁判所の手続きによらず市が直接に差押え等の実施が可能）が出来る強制徴収公債権であることを充分に認識のうえ、消滅時効による不納欠損の防止に厳正に努められたい。

【指摘事項】

ア　行政財産の目的外使用料の収納について（清水駅周辺整備課）

行政財産の目的外使用料については、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第２条に規定する計算式によって算出されることとなるが、所管課においては、納付書及び許可書を申請者に対し送付する際に、使用料が条例に規定する計算式により算出された使用料よりも１円多いことを認識していながらそのまま送付し収納していた。また、正規使用料との差額１円について、返還等の手続きを怠っていたので適正な措置を講じられたい。

⑵　支出事務

大規模盛土造成地変動予測調査業務委託、建物等調査（その１）業務委託、大谷第２排水路浚渫修繕、公営住宅システム機器等保守業務委託等29件について監査した結果、

おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

【指摘事項】

ア　茶町自転車等保管所地震災害修繕について（交通政策課）

平成21年８月11日に発生した駿河湾を震源とする地震により被害を受けた茶町自転車等保管所の施設修繕において、耐火被覆補修修繕及び網入型ガラス取替修繕を同一日付け、同一業者１者から見積りを徴収し単独随意契約により実施していたが、これらを合計すると50万円を超える金額となり所定の手続きが必要となるので、適正な事務執行をされたい。

イ　側溝清掃修繕について（大谷区画整理推進課）

施工場所が異なるものの、同様の作業内容である側溝清掃修繕をほぼ同一時期に同一業者１者から見積りを徴収し単独随意契約により実施していたが、これらを合計すると50万円を超える金額となり所定の手続きが必要となるので、適正な事務執行をされたい。

⑶　財産管理事務

備品の管理、金券類（郵券）の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑷　その他事務

時間外勤務記録簿について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

３　業務改善実施事項

⑴　バス路線維持対策事業（井川地区自主運行バス運行業務）について（交通政策課）

井川地区において自主運行しているバスは、１日当たりの走行距離が長いことに加え、山間地の狭い道路を走るため安全管理体制の整備は不可欠であった。このため、関係機関の意見を基に、使用する車両２台に「ドライブレコーダー」を搭載した。これにより、車両の管理体制の整備はもとより、運転者の安全運転に対する安全意識の向上が図られていた。

⑵　市有地等の有効活用について（東静岡駅周辺整備課）

東静岡駅周辺土地区画整理事業等に係る市有地及び土地区画整理事業施行者が管理する土地の有効利用が求められていたが、埋蔵文化財の発掘調査実施により近隣にある県の駐車場が使用できなくなったため、駐車場として貸し付けを行った結果、5,276万円余の土地使用料収入を得るなど、土地の有効活用と財源確保が図られていた。

⑶　施設整備時期の調整について（清水駅周辺整備課）

区画整理事業の施工においては、道路築造工事や水道、ガス、下水道の整備工事、地権者の建築工事などの施工時期が重なることが多く、工程の調整が必要となっていた。このため、工事の準備段階から調整会議の開催や統一スケジュールを作成し、各事業者間で情報の共有化や工事時期の調整を行うなど、スムーズな工事の進捗に努めていた。

⑷　地下埋設物表示図面の作成について（大谷区画整理推進課）

宅地造成等における地下埋設物（水道、下水管、ガス）の位置等に関する問い合わせに対しては、複数の資料を確認しなければならず、時間が掛るなど対応に苦慮していたが、地下埋設物の表示を１枚に集約した図面を作成した結果、問合せ箇所の地下埋設物の状況が一目瞭然となり、短時間での回答が可能となるなど市民サービスの向上と事務の効率化が図られていた。

４　意見・要望事項

⑴　中心市街地の自転車対策について（交通政策課）

本市の市街地は、起伏が殆どない平坦な地形であるため、市民生活における自転車の利用は非常に高い状況にある。こうした状況を背景に、中心市街地においては歩道への駐輪や放置自転車も多く、特に夜間の葵区の繁華街では、車の交通量も激しいうえに自転車の駐輪によって歩道の通行もままならない状況にある。

このような状況は、歩行者にとっては非常に危険であり、街の形態として景観的にも観光的にも好ましいとは言えないので、これまで各種対策を講じてきたところではあるが、「安全で人にやさしいまちづくり」を目指し、更に効果的な対策を講じられるよう要望する。

⑵　開発行為の許可申請に対する審査について（開発指導課）

開発行為の許可に当たっては、法令や許可基準に基づき関係部局との協議のうえ同意を得て許可している。

申請が許可された場合、環境保全、道路・交通、建築、河川、上下水道等市民生活に影響を及ぼすことも多々あるので、協議段階においては、関係住民に疑義が生じることがないよう十分な話し合いを行うとともに、関係部局も含め説明責任が果たされるよう万全な対応を要望する。

⑶　中心市街地のまちづくりについて（市街地整備課）

静岡地区の中心市街地においては、現在進行中の再開発案件の一つとして新静岡再開発（鷹匠１－14地区優良建築物等整備事業）があるが、事業の推進にあたっては経済局とも連携を図り、中心市街地における回遊性を考慮した「にぎわい創出によるまちづくり」を推進されるよう要望する。

⑷　東静岡地区新都市拠点整備事業について（東静岡駅周辺整備課）

新都市拠点整備事業は、経済状況等により基盤整備の進捗に比べ、区域内の土地利用

が進展していない状況となっているが、県や市の関係部局との連携や民間都市開発の誘導・促進を図り、コンセプトである「ユニークで魅力ある都市空間」の開発を積極的に進め、特色あるまちづくりに努められるよう要望する。

⑸　清水地区都市拠点総合整備事業について（清水駅周辺整備課）

ＪＲ清水駅周辺の休日の歩行者の通行量は、近年激減している状況にあり、その対策として本市では、中心市街地活性化基本計画（清水地区）を策定し、賑わいを取り戻すべく各種施策の実施に取り組むとしているが、新聞報道では「賑わいを取り戻すには、商店街ひとくくりではなく、商店と街のそれぞれの活動、魅力ある店づくりが求められ、行政は、観光客が歩きたくなる街並みづくりや商業のマッチングなどの支援が必要であろう。」との専門家の意見が紹介されていた。

今後、清水地区の発展に向け単に街の施設整備だけでなく、街が潤うための効果的な施策の実施について、清水港振興課等関係各課と十分協議し対応されるよう要望する。

⑹　大谷区画整理事業の推進について（大谷区画整理推進課）

区画整理事業の円滑な推進には地権者の協力は不可欠であり、地権者からの意見要望事項へのスムーズな対応が円滑な事業推進を左右することとなるので、対応が滞っているものがある場合は、全力を挙げ対応されるよう要望する。

事業の遅れは、地区のみならず市全体の発展にも影響を及ぼすこととなり、一方、昨今の経済状況など諸情勢から財源確保も厳しくなっているので、今後の対応については万全を期し対応されるよう併せて要望する。

都市局　建築部

１　監査対象課

住宅政策課、設備課

２　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

土地貸付収入について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、住宅管理使用料、土地貸付収入、雑収（住宅管理雑入）において、納期を経過した収入未済があったので、納期内納付を徹底し未納防止に努められたい。

⑵　支出事務

公共嘱託登記等業務委託、公営住宅システム機器等保守業務委託、汚水処理場使用料データ出力業務委託、修繕料、旅費の５件について監査した結果、おおむね適正に執行

されているものと認められた。

⑶　財産管理事務

備品の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑷　その他事務

前渡資金管理簿、時間外勤務記録簿、出勤簿について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3　業務改善実施事項

⑴　暴力団組員に関する退去要求措置について（住宅政策課）

平成20年11月の市営住宅管理条例の改正により、警察と協定を締結し、新規・既存入居者の照会を実施のうえ、暴力団組員と判明した新規入居の拒否1件、同居承認の拒否1件、既存入居者の退去３件の措置を実施する改善が図られていた。

⑵　環境に配慮した建築設備について（設備課）

市有施設の省エネ効果を高めるために、施設管理者に対して施設修繕や運用方法の指導を実施し、対策実施前後の比較検証で平成21年度上半期（８月末現在）の光熱水量について2.4％の削減が図られていた。

4　意見・要望事項

⑴　安倍口団地リフレッシュ事業について（住宅政策課）

安倍口団地は本市の市営住宅のなかでも最大規模の団地であり、市営住宅管理の拠点となる団地と考えるので、建替や改修等については、「安倍口団地リフレッシュ事業計画」に基づき着実に推進されるよう要望する。

⑵　市有建築物設備の耐震化について（設備課）

昨年８月に発生した駿河湾を震源とする地震により、市の一部施設において空調ダクト設備等の破損により部品が天井から落下するなどの被害が発生したが、こうしたことは、場合によっては人命に関わる事故となる可能性もあるので、今後の建築物設備の整備においては、環境に配慮することはもとより、地震に対する安全性にも充分留意した対応をされるよう要望する。

建設局　土木部

1　監査対象課

建設政策課、河川課

２　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

社会保険料収入、雑収（違約金及び延納利息）の２件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑵　支出事務

建設局事業概要作成業務委託、河川パトロール・清掃業務委託、修繕料、備品購入費等６件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑶　財産管理事務

備品の管理、金券類（郵券、タクシー券）の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

【指摘事項】

ア　タクシー券の管理について（河川課）

建設局で災害対応に係る緊急出動のため使用するタクシー券について、管理簿の作成、職員への配布、返納処理及び使用に伴う支払手続きを河川課で一括管理していたが、平成20年５月１日から平成21年４月30日までを使用期間として、平成20年５月１日に配布したタクシー券の内、一部紛失したものが見受けられた。このことに関して、平成21年４月７日に返却依頼し、回収をするまではその事実確認ができていなかった。今後は、配布方法等の見直しを含め適時適切に管理が図れるよう適正に処理するとともに、関係職員に対して厳正に取扱うよう再度周知徹底を図られたい。

３　業務改善実施事項

⑴　河川・水路堆積土除去業務の見直しについて（河川課）

大雨により各河川・水路に堆積した土砂の除去については、随時対応するため委託業務の発注までに時間を要していたが、今年度から葵区及び駿河区を４工区に分け、年度当初に単価契約にて契約したことにより、早急な除去対応が可能となり流水断面不足の解消が図られていた。

４　意見・要望事項

⑴　国の直轄事業等に対する情報収集について（建設政策課）

建設政策にかかる企画及び調整事務について、先の政権交代により国への要望活動等の見直しがされたところであるが、今後の直轄事業に対する情報収集については、東京事務所の活用や国土交通省への派遣職員からの情報収集のほか、先進都市との情報交換

などを通して最善の対応に努められるよう要望する。

⑵　防災体制について（河川課）

東海地震をはじめとする大規模災害において、建設局が所管する河川や道路では相当大きな被害が想定され、特に、山間部の道路、道路橋に被害が出た場合、集落の孤立などその復旧は本市だけでは到底対応できないものである。このことからも、災害時相互応援協定を結ぶ団体やその他関係機関とも、機会ある毎に机上訓練や実地訓練を行うなど防災体制の万全を期されるよう要望する。なお、老朽化などに伴う道路橋崩落の危険性が懸念されるので、道路橋の防災対策については、建設局における防災体制の総括課として、道路部との連携を密にして対策をとられるよう併せて要望する。

建設局　道路部

１　監査対象課

道路計画課、道路保全課、高規格道路推進課

２　監査結果

対象とした各課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

社会保険料収入、雑収（前払金返還に係る遅延利息、期成同盟会解散に伴う精算金、「道の駅」宇津ノ谷峠物産館貸付料に係る延滞金）、道路維持使用料の５件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑵　支出事務

道路改築工事に伴う現場監理業務委託、道路パトロール車両運行業務委託、「道の駅」宇津ノ谷峠管理業務委託、旅費等９件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑶　財産管理事務

普通財産の貸付事務、備品の管理、金券類（郵券、タクシー券）の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

【指摘事項】

ア　普通財産の貸付事務について（高規格道路推進課）

電話柱等の設置に係る普通財産の貸付手続きにおいて、行政財産の目的外使用許可に準じた手続きを行い「普通財産貸付承認書」により許可をしていたが、普通財産の貸付けについては、静岡市財産管理規則第31条第２項において契約書の作成が規定さ

れているほか、行政財産の目的外使用許可に係る手続きとは異なるので適正な措置を講じられたい。

3　業務改善実施事項

⑴　道路損傷等の情報収集について（道路保全課）

道路パトロールの実施では、市内一円の全ての道路損傷状況の確認が困難なため、町内会・自治会にＰＲチラシの回覧や道路サポーター制度への協力依頼を実施するほか、職員に対しても庁内ネットワークを活用し、情報提供依頼を実施していた。これにより、情報収集の迅速化が図られるとともに、情報提供及び道路サポーター登録団体が増加し、道路の維持管理の円滑化が図られていた。

⑵　国道１号静清バイパス清水立体化事業の推進について（高規格道路推進課）

国道１号静清バイパス清水立体化事業の着手には、地権者を含め多くの地元住民等関係者の理解と協力を得ることが不可欠であることから、関係者を対象に幅杭、用地測量及び物件調査等の事業説明会を平成21年10月末までに18回実施するなどきめ細かな対応を図り、計画より早期に説明会を完了するよう努めていた。これにより、今後、国における本格的な用地買収が可能となり、早期着手に向けた事業の推進が図られていた。

4　意見・要望事項

⑴　職員の技術力向上について（道路計画課）

橋梁、トンネルの新設、改築は、設計・施行・監理とどの段階においても手違いが大惨事を招くおそれがあるため、事業実施においては相当高度な技術力、注意力が求められている。委託事業を実施する場合においても最終的な責任は市が負うことから、完了事業に対するチェック能力の向上も不可欠である。そのためには、技術的な要素に関する危機管理に十分対応できる職員の養成が大変重要であるので、今年度作成した本市独自の「橋梁設計要領」を用いた研修の実施など、その対策をより一層充実されたい。

⑵　道路及び道路橋の地震防災対策について（道路保全課）

安倍川や興津川など流域のある河川及び広大な山間部を有する本市においては、東海地震などの大規模災害が発生した際に、道路や道路橋の被害により、山間部に点在する集落が孤立状態になることが想定される。その際に、いかに早く通行不能を復旧させるのかということが自治体に課せられた大きな役割と責任であるため、常日頃から災害時の迅速な復旧を念頭に置き、今後の道路保全事業を推進されるよう要望する。

⑶　所管事業に係る情報収集について（高規格道路推進課）

所管する国直轄国道、中部横断自動車道及び新東名高速道路の整備促進事業においては、公共事業の見直し等国の動向による影響が懸念されている。今後計画どおり事業実施をしていくためにも、今後の情報収集については、東京事務所の活用や国土交通省への派遣職員からの情報収集のほか、先進都市との情報交換などを通して最善の対応に努

められるよう要望する。

消防防災局　防災部

1　監査対象課

防災指導課

2　監査結果

対象とした課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

災害対策使用料、雑収（光熱水費）の２件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑵　支出事務

静岡市清水防災センター・清水消防署清掃業務委託等３件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑶　財産管理事務

備品の管理、金券類（タクシー券）の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

3　意見・要望事項

⑴　津波対策について

平成21年８月11日に駿河湾を震源とする地震が発生した本市では、東海地震など30年以内に震度６以上の地震が発生する可能性が高いと言われている。本市は富士川の下流から大崩海岸に至るまでの長い海岸線及び由比漁港、清水港、用宗漁港などの港を有していることから、津波により人命や建造物等に相当の被害が出ることが懸念される。近年東南アジアにおいて発生した大規模な地震による津波被害等を教訓に、その対策にあたっては、今後避難訓練も含め十分な検証のもと再度見直しを図られるよう要望する。

選挙管理委員会事務局

1　監査対象課

選挙管理委員会事務局

2　監査結果

対象とした課が所管する事務のうち、抽出監査した結果は次のとおりである。

⑴　収入事務

保険金収入について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑵　支出事務

静岡県知事選挙啓発テープ製作業務委託、衆議院議員総選挙事務補助者派遣業務、オーク長田期日前投票所ネットワーク修繕の３件について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

⑶　財産管理事務

備品の管理、金券類（タクシー券）の管理について監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

３　業務改善実施事項

⑴　期日前投票所の増設について

これまでのＰＲにより、期日前投票を行う有権者が増加する中、平成21年10月25日執行の参議院静岡県選出議員補欠選挙において、試行的に各区１カ所の期日前投票所を増設し、有権者の利便性向上を図っていた。

４　意見・要望事項

⑴　選挙事務への民間活力の導入について

平成19年４月の統一地方選挙（市長・県議）から各投票所における選挙事務への民間活力の導入を図り、市民の選挙事務従事による選挙に対する意識の自己啓発、選挙の執行経費(人件費)の軽減等の効果を上げているところである。一方、プライバシーが保護された投票事務や正確で迅速な開票事務の実施には、従事職員の習熟が必要となるため、今後、民間活力の導入をより推進する上で問題が生じることがないよう配慮されたい。また、全国的にも先進的な取組みとなっている高校生の事務従事は、将来の投票率向上につながる有効な取組みであるため、学校行事等と重複しない限りより積極的に実施を図るよう要望する。

監　査　公　表

静岡市監査公表第７号

地方自治法第199条第７項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第９項の規定により、これを公表する。

平成22年１月29日

静岡市監査委員　海　野　　洋
同　戸　谷　雄　一
同　栗　田　裕　之
同　岩　崎　良　浩

記

監査の種別　　指定管理者に対する監査

監査の対象　　１　港湾会館清水日の出センター・同別館
所 管 部 局　経済局商工部清水港振興課
指定管理者　清水港振興グループ
２　静岡市賤機都市山村交流センター
所 管 部 局　経済局農林水産部農林総務課
指定管理者　賤機都市山村交流センター運営委員会
３　静岡市清水産業・情報プラザ
所 管 部 局　経済局商工部産業政策課
指定管理者　清水商工会議所

監査の範囲　　平成20年度中における所管部局の指定管理に係る事務の執行及び指定管理者が行う施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況。

監査の視点　　１　指定管理者の指定等は、適正・公正に行われているか
２　公の施設の管理・運営全般の適法性は確保されているか
３　公の施設の管理に係わる出納関連事務は適正に行われているか
４　指定管理者制度の導入の目的に則した運営が行われているか

監査の方法　　１　予備監査　（補助職員による関係書類等の監査）
２　本 監 査　（監査委員による説明聴取、質疑、現地調査）

監査の期間　　平成21年11月９日から平成21年12月25日まで

監査の結果　　各監査対象とも事業は指定管理者制度の目的及び条例における設置の目的に沿って執行されており、所管部局の事務の執行及び指定管理者が行う施設の管理に係る出納その他の事務の執行はおおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、一部改善・検討を要する事項（指摘事項）が見受けられたので、所

管部局においては、指定管理者に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、指定管理者にあっては、所管部局の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

（注）１　報告書の数値は、次のとおり表示若しくは算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。

⑴　表中の金額は原則として千円単位で表示し、単位未満は切り捨ててある。

⑵　比率（％）は小数点以下第２位を四捨五入し、第1位までとした。

ただし、99.95％ー99.99％のものは99.9％とした。

２　各表中の符号の用法は、次のとおりである。

⑴　「－」・・・該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0％以上の増減率等の無意味なもの

⑵　「0」、「0.0」・・・該当数値はあるが単位未満のもの

３　指摘事項とは、法令、条例、規則等に違反している事項、又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するものである。

港湾会館清水日の出センター・同別館

1　所管部局関係

⑴　監査対象施設の概要

団体の概要	名称	清水港振興グループ
	設立年月日	平成18年３月１日
	基本金	―
	役員数及び職員数	役員４人（代表１、統括責任者１、企画・営業・広報責任者１、同代行１）、職員９人
施設の概要	名称	港湾会館清水日の出センター（通称：清水マリンビル）・同別館
	設置目的	市民に親しまれる清水港とするとともに、清水港及び地場産業の振興並びに市民の福祉の増進に寄与するため
	所在地	静岡市清水区日の出町９番25号 静岡市清水区港町二丁目10番１号　浪漫館14階（別館）
	主な内容	多目的ホール（収容人員960人） 展示室（収容人員150人） 大会議室（収容人員135人） 中会議室２、小会議室１、和室２ 別館（収容人員60人）
	設置年月日	昭和61年３月17日 平成８年１月25日（別館）
	選定方法	公募（応募２者によるプレゼンテーション及び質疑応答審査）
	指定管理料	58,979,563円（利用料金制は採用していない。）

（注）　１　指定管理料は平成20年度実績を示す。

２　指定管理者の清水港振興グループは清水港日の出地域における市・県施設の指定管理事業を一体的に受託管理し、同地域の活性化に寄与することを目的に清水港振興㈱、㈱ドリームプラザ、㈱エスパルスドリームフェリーの３社によって構成された団体である。

⑵　指定管理の業務内容

指定管理者は、自主事業（講座、輸出入品の展示会等の開催）に関すること、施設の利用（利用受付、許可、利用件数・利用者等のデータ収集、使用料徴収事務等）に関すること、施設及び設備の維持管理（監視体制の整備、衛生環境の整備、設備等に関する保守管理、火災・盗難等の事故防止）に関することを業務内容としている。

⑶　指定管理対象施設に係る条例等の名称

港湾会館清水日の出センター条例

港湾会館清水日の出センター条例施行規則

⑷　所管部局の監査内容について

ア　公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づき、条例において法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるよう定めていた。

イ　指定管理者の指定は、公募により申請のあった２団体について、書類審査、プレゼンテーション等総合的な評価から清水港振興グループを候補に決定のうえ、静岡市指定管理者選定委員会において同グループを指定管理者として選定し、平成18年２月議会の議決を受け、指定管理者に指定していた。

なお、指定期間は平成18年４月１日から平成23年３月31日までとなっており、議決後、指定の公告を行っていた。

ウ　指定の議決を受け、規則第10条に基づき協定を締結し、その後、平成20年度においても平成20年４月１日付けで港湾会館清水日の出センター・同別館の管理に係る協定を締結していた。

エ　協定書には、事業計画に関する事項、協定の期間に関する事項、管理費用に関する事項、事業報告に関する事項、経費の支払に関する事項、業務の委託等の禁止に関する事項、帳簿等の保存に関する事項、防犯カメラ等の管理・運用に関する事項、管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項及び情報公開に関する事項等が記載されており、また、指定管理者公募時における募集要項には指定管理者が行う業務、指定管理料の経費項目、経費の負担区分等が記載されていた。

オ　管理費用は費目ごとの積算表に基づき算定され、協定書の規定に基づき四半期ごとに前金払いとして適正に支出されていた。

カ　指定管理者からの事業報告書は、協定書の規定により協定期間終了後30日以内に提出し、その日から10日以内に検査を行うこととなっており、平成21年４月20日付けで提出され、受付処理後に課内供覧していたが、事業の実施内容の点検、確認等の検査を実施していなかった。

キ　指定管理者への指導等については、四半期ごとに開催される指定管理者との定期会議・報告会の場において口頭による指導、助言及び意見交換を適宜実施していた。その他、必要に応じて適宜行っていた指定管理者への日常的な指導等についての記録は作成されていた。

２　指定管理者関係

⑴　組織（平成21年３月31日現在）

ア　代表１人、統括責任者１人、企画・営業・広報担当５人、総務・経理担当２人、業務担当１人、施設管理担当３人

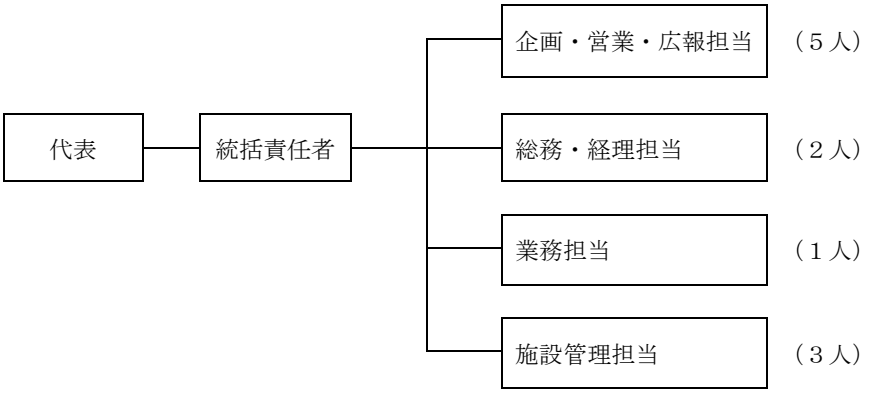

⑵　施設の利用状況

名　　称	多目的ホール	会　議　室　等	展　　示　　室	別　　館
利用回数（回）	155	760	120	30
開館日数（日）	359	359	359	359
利用者数（人）	87,400	27,600	7,480	1,200
使用料（千円）	6,150	6,264	1,718	265

（注）　１　開館日数、利用者数は平成20年度実績を示す。
　　２　利用回数は、午前・午後・夜間を各１回とした数
　　３　会議室等は、大会議室、中会議室、５Ａ会議室、小会議室、和室の合計
　　４　利用回数、利用者数は、減免によるものを含む。

ア　多目的ホールについては、各種イベントを始め、家電・雑貨等の即売会、企業の式典やダンススクールの発表会など多彩な行事に利用され、ほぼ前年度どおりの利用率となっていた。

イ　会議室等については、中会議室等のレイアウト変更により利便性向上が図られ、利用率が向上していた。

ウ　展示室については、前年度と比べ利用率が減少していた。これは主に、景気低迷に伴う雑貨や家電の即売会の中止や、懇親会等の飲食を伴う行事の減少が影響していた。

エ　別館については、一般利用では、長期的な利用は無かったものの、例年会議等で利用している団体や企業等への呼びかけにより、前年度並みの利用率を維持していた。

⑶　収支の状況

管理運営に関する収支状況は、次のとおりである。

収入の部　　（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	収入済額	執行率
１静岡市指定管理料等	59,284	59,284	100.0
２事業収入	731	608	83.2
３雑収入	10	25	250.0
収入合計	60,026	59,918	99.8

（注）静岡市指定管理料等5,928万円には徴収事務委託30万円を含む。

支出の部　　（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	支出済額	執行率
１一般管理費	18,210	18,110	99.5
職員費	15,800	15,730	99.6
消耗品費	400	367	91.8
維持修繕費	50	101	202.0
租税公課費	100	84	84.0
減価償却費	－	290	－
旅費交通費	20	0	2.0
通信費	300	224	74.7
支払手数料	510	507	99.4
広告宣伝費	200	81	40.5
車両関係費	410	324	79.0
リース料	320	316	98.8
諸雑費	100	80	80.0
２管理業務費	40,200	37,447	93.2
消耗品費	700	472	67.4
地代家賃	200	193	96.5
保険料	100	28	28.0
施設修繕費	2,000	766	38.3
保守管理費	5,000	4,627	92.5
通信費	100	4	4.0
水道光熱費	9,000	8,761	97.3
業務委託費	23,000	22,591	98.2
諸雑費	100	－	－

３自主事業経費	106	125	117.9
４預消費税	1,500	1,187	79.1
５法人税	10	5	50.0
支出合計	60,026	56,875	94.8

⑷　指定管理者の監査内容について

ア　平成20年度の施設の管理運営については、関係法令の定めるところによりおおむね適正に行われているものと認められた。

なお、当該施設は静岡県との共有建物であることから、施設の維持管理費用（光熱水費、施設修繕料、管理業務委託料等）について静岡市と静岡県との間で日の出センター管理規約を締結し、指定管理者は同規約に基づき、費用を按分調整のうえ、静岡県（清水港管理局、静岡土木事務所）に対する請求事務等を実施していた。

イ　施設の管理については、日の出センター管理規約に基づき、静岡県専有部分、静岡市専有部分及び共用部分に区分のうえ、総合管理保守業務としておおむね適正に実施されていると認められたが、特殊建築物建築設備定期点検業務については、市の承認を受けずに第三者への請負業務として実施していた。

ウ　協定等に基づく業務の履行については、おおむね適正に執行されていたが、事業計画書に記載されていた事業のうち、一部に実施されていないものがあった。

エ　利用促進策の実施状況については、専属の営業担当者における会社訪問、過去の利用者に対してダイレクトメールとしての年賀状の送付、中会議室等のレイアウト変更を実施するなど利用促進に努めていた。

また、指定管理者のホームページにおいて近隣地域を含めた周辺観光マップ、散策マップ、グルメスポットの紹介などを追加し、情報発信に努めていた。

オ　当局との連携については、四半期ごとに事業実績報告会を定期開催し、現状分析・利用促進等についての協議が実施されていた。

また、別館を利用した自主事業である講演会及びスタンプラリーについては、所管部局の協力を得て、市広報紙での広報活動を実施していた。

カ　施設の管理に係る会計経理については、他の会計と区分のうえ、おおむね適正に処理されていたが、平成20年度収支計算書において支出経費の一部に記載誤りが見受けられた。

キ　出納関係帳簿、領収書類の整備及び預金通帳の記帳については、おおむね適正に処理されていた。

ク　諸規程の整備については、指定管理者の代表会社である清水港振興㈱において指定管理受託に際して「日の出事業部規程」を定め、指定管理業務に従事する職員の就業に関する事項について規定し、その他の経理規程等については清水港振興㈱の規程を準用していた。

ケ　施設の貸出に係る使用料の収納事務については、別途徴収事務委託契約を締結していたが、料金の未収、不納欠損はなかった。徴収された使用料は、適正に保管され、原則として翌営業日に指定金融機関に払い込まれていたが、一部翌々営業日以降に払い込まれていたものが見受けられた。

コ　施設の貸出については、関係書類を照合した結果、適正に処理されていた。

3　書類の整備状況

監査した帳票簿冊のうち、主なものは次のとおりである。

⑴　所管部局

簿冊名：日の出センター関係書類、日の出センター出納金報告書、日の出センター利用（収入）状況報告書、日の出センター使用料減免関係書、日の出センター使用料徴収事務委託関係綴、日の出センター指定管理者選定関係綴（平成17年度）

⑵　指定管理者

簿冊名：清水港振興グループ関係書類綴、試算表、総勘定元帳、請求書綴、領収書綴、銀行発行残高証明書綴、委託業務実施報告書綴、保安警備委託業務報告書綴、中央監視業務週報綴、自販機計算書綴、マリングッズ販売計算書綴、収納金受払簿、使用料徴収報告書、領収済通知書綴、使用料明細書綴、使用料徴収状況報告書

4　改善、検討を要する事項**【指摘事項】**

次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

⑴　指定管理者実施事業の実施内容の点検、確認について（所管部局）

指定管理者から提出された平成20年度事業報告書については、所管課において課内供覧はしているものの、「指定管理者制度事務処理要領」に定められている事業の実施内容の点検、確認等の検査を実施しておらず、作成が義務づけられている検査結果報告書の作成もされていなかったので、適正な事務処理をされたい。

5　意見・要望

⑴　所管部局

港湾会館清水日の出センター・同別館は、清水港及び地場産業の振興並びに市民の福祉の増進に寄与するため、日の出地区再開発事業のシンボル的施設として設置されたものであり、指定管理者制度による民間のノウハウ導入により効果的、効率的な施設運営を実現しようとするものである。

そのため所管課は指定管理者に対し、決められた通りのサービスを提供するだけでなく、利用者の声を適切に所管課へ報告することを認識させるとともに、市民ニーズへの

対応にあたっては指定管理者の意思を十分尊重し、アドバイスや技術的援助を行ないながら、指定管理者の持つノウハウ、企画力及び提案力を最大限に引き出して活用し、施設の設置目的の達成に努められたい。

また、指定管理者から提出される事業計画書の精査と実施内容の検証について課内の検査体制を確立のうえ、適切に実施するよう要望する。

最後に、当施設は清水区においてはある程度の認知度を有するものの、葵区・駿河区の市民の認知度は決して高いとは言えないので指定管理者と連携して施設の周知広報・利用促進に努められるよう併せて要望する。

⑵　指定管理者

施設の管理に係る協定書に基づき、施設利用者が安全・快適に施設を利用できるよう努めており、おおむね適正に施設の管理が行われていたが、事業計画等において実施を掲げながら未実施の事業が見受けられたので、所管課と協議のうえ、計画の実施や見直しについて検討されるよう要望する。

また、近隣に所在する静岡県の施設である清水マリンターミナルの指定管理者が当施設の指定管理者である清水港振興グループと同系列企業の団体であるという利点を活かし、日の出地区全体で連携のうえ、神戸港・長崎港と並び「日本三大美港」の一つに称される清水港の眺望などの観光を考慮した利用促進策の実施について検討されるよう併せて要望する。

静岡市賤機都市山村交流センター

1　所管部局関係

⑴　監査対象施設の概要

団体の概要	名称	賤機都市山村交流センター運営委員会
	設立年月日	平成18年４月26日
	基本金	―
	役員数及び職員数	役員数24人（委員長１人、副委員長２人、監事２人、委員19人）、職員数６人
施設の概要	名称	静岡市賤機都市山村交流センター （愛称：安倍ごころ）
	設置目的	農業体験等の交流場所としての施設及び憩いの場を提供するとともに、必要な講座、教室等を開催すること等により、都市住民と中山間地域住民の交流の促進を図るため。
	所在地	静岡市葵区牛妻2352番地地先
	主な内容	本棟：集会室Ａ・Ｂ（収容人員300人）、地域交流室（収容人員42人）、体験学習室（調理台４台）、展示コーナー（３Ｄ安倍川ジオラマ）、映像コーナー、図書コーナー、休憩コーナー 屋外トイレ、あずまや、芝生広場、遊具の広場、駐車場（乗用車用44台、バスなど大型車駐車可）
	設置年月日	平成19年４月１日
	選定方法	非公募 理由：当該地域住民自らが管理運営に携わることにより、地域振興の観点から活性化が見込まれるため。
	指定管理料	21,829,500円（利用料金制は採用していない。）

（注）　１　指定管理料は平成20年度実績を示す。

２　施設は平成19年２月19日建築。

⑵　指定管理の業務内容

指定管理者は、都市住民と中山間地域住民の交流を図るための講座、教室等の開設に関すること、中山間地域の歴史、文化、産業等の紹介に関すること、都市住民と中山間地域住民の交流を図るための施設及び市民の憩いの場の提供に関すること、施設及び設備の利用許可、維持管理、その他市長が必要があると認める業務等を業務内容としている。

⑶　指定管理対象施設に係る条例等の名称

静岡市都市山村交流センター条例

静岡市都市山村交流センター条例施行規則

⑷　所管部局の監査内容について

ア　公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づき、条例において法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるよう定めていた。

イ　指定管理者の指定は、非公募により賤機都市山村交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を静岡市指定管理者選定委員会において指定管理者として選定し、平成19年２月議会の議決を受け、指定管理者に指定していた。

なお、指定期間は平成19年４月１日から平成24年３月31日までとなっており、議決後、指定の公告を行っていた。

ウ　指定の議決を受け、規則第10条に基づき平成20年４月１日付けで運営委員会と静岡市賤機都市山村交流センター（以下「センター」という。）の管理に係る平成20年度の協定を締結していた。

エ　協定書には、事業計画に関する事項、協定の期間に関する事項、管理費用に関する事項、経費の支払に関する事項、事業報告に関する事項、業務の委託等の禁止に関する事項、帳簿等の保存に関する事項、使用料徴収事務に関する事項、管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項等が記載されていた。

なお、協定書等の内容に、条例で定められた管理の範囲を超えるものは見られず、また、協定の改定は行われていなかった。

オ　管理費用は費目ごとの積算表に基づき算定され、協定書の規定に基づき四半期ごとに前金払いとして適正に支出されていた。

カ　指定管理者からの事業報告書は、協定書の規定により協定期間終了後30日以内に提出し、その日から10日以内に検査を行うこととなっており、平成20年４月30日付けで提出されていたが、受付処理、供覧処理がされておらず、点検の実施もされていなかった。

キ　指定管理者への指導等については、６回開催された運営委員会に所管課職員が出席し、運営状況等を確認しているが、その復命や会議録の作成、供覧の処理がされていなかった。

ク　施設利用の奨励については、講座開催の広報や実施に係る法規の取扱い等に関して口頭による指導を行っていた。

ケ　行政財産の目的外使用において、自動販売機５台に対して、平成20年４月１日付けで許可していたが、使用料の免除に係る決裁において、専決区分に誤りが見受けられた。

２　指定管理者関係

⑴　組織（平成21年３月31日現在）

ア　館長１人、副館長２人、広報雑務係１人、庶務会計係１人、講座雑務係１人

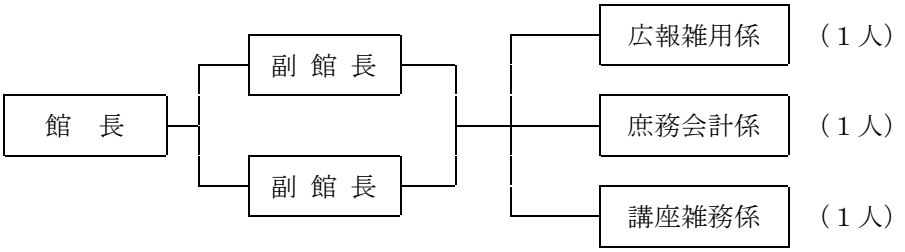

⑵　施設の利用状況

名　　称	静岡市賤機都市山村交流センター		
利 用 時 間	午前９時～午後５時		
開 館 日 数	298日		
利 用 者 数	来館者　95,922人	講座参加者	1,565人
領 収 料 金	センター使用料268,190円	講座材料費	348,905円

（注）　１　開館日数、利用者数は平成20年度実績を示す。

２　静岡市と運営委員会との間で静岡市賤機都市山村交流センター使用料徴収（収納）事務委託契約を締結している。

ア　施設設置２年目である平成20年度における来館者数は、35,000人の計画に対して、実績は95,922人で、計画を大幅に上回る利用があった。１日の平均来館者数は321人であった。

イ　利用者の傾向としては、平日は未入園児とその保護者、施設入所の高齢者、課外授業の学生及び園児等が多く、休日はあらゆる世代の利用があり、都市住民と中山間地域住民の交流が図られていた。

ウ　講座は、70講座開催（受講者1,000人）の計画に対して、実績は85講座開催（受講者1,565人）であった。受講者は市内全域に及ぶほか、近隣市町村からの受講申込も見受けられた。

エ　センター使用料は268,190円で、指定管理者が徴収（収納）を受託していた。使用内訳としては、講座修了者による同好会（６団体）が年間120回専用利用するほか、小中学校PTA、老人会等の各種団体の利用が90回以上あった。

⑶　収支の状況

管理運営に関する収支状況は、次のとおりである。

収入の部　（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	収入済額	執行率
管理業務委託費	21,829	21,829	100.0
徴収事務委託費	38	37	99.5
講座材料費	500	348	69.8
その他	1	426	―
収入合計	22,368	22,642	101.2

支出の部　（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	支出済額	執行率
人件費	7,000	8,892	127.0
報奨費	1,000	585	58.5
材料費	500	553	110.6
消耗品費	800	2,470	308.8
光熱水等	4,500	3,237	71.9
修繕費	150	29	19.6
通信運搬費	200	210	105.5
手数料	400	147	36.8
外部委託費	5,200	4,255	81.8
その他役務費	200	126	63.3
備品購入費	1,000	0	―
使用料	1,000	553	55.4
租税公課	100	823	823.3
その他	318	419	131.9
支出合計	22,368	22,304	99.7

⑷　指定管理者の監査内容について

ア　施設の管理については、関係法令の定めるところによりおおむね適正に行われているものと認められた。なお、定期的な防災訓練が実施されていなかった。また、第三者への委託がある場合の書面による市の承認を得ていなかった。

イ　協定等に基づく業務の履行は、一部を除きおおむね適正に行われているものと認められた。

なお、施設及び設備の専用利用に係る指定管理者の許可手続きにおいて、一部不備が見受けられた。また、これに伴う使用料の減額・免除に係る市長の承認手続きにおいて、申請者から提出された申請書を指定管理者が保管したまま、所管部局へ未送付

のため所定の手続きが執られていないものが見受けられた。

ウ　帳票類は、簿冊、月次区分ごとに整理して管理されていた。

収入については、元帳、現金出納帳、仕訳帳、領収書綴及び預金通帳のそれぞれを照合した結果、すべて金額は一致し適正に処理されていた。

支出については、元帳、現金出納帳、仕訳帳、請求書綴、領収書綴及び預金通帳のそれぞれを照合した結果、すべて金額は一致し適正に処理されていた。

エ　施設の貸出に係る使用料の収納事務については、別途徴収事務委託契約を締結していたが、料金の未収、不納欠損はなかった。徴収された使用料金は、適正に保管され、原則として翌日に指定金融機関に払い込まれていた。

オ　定款以外に、施設管理業務体制、人事・労務の取扱い等のマニュアルが作成されていた。そのほか、業務日誌や連絡ノートを活用し、職員間の情報の共有化が図られていた。

3　書類の整備状況

監査した帳票簿冊のうち、主なものは次のとおりである。

⑴　所管部局

簿冊名：指定管理者関係綴、賤機都市山村交流センター管理関係綴、指定管理者総合評価綴、条例規則等制定改廃関係綴、議会関係書類

⑵　指定管理者

簿冊名：各種契約書綴、決算書、元帳、現金出納帳、仕訳帳、講師料領収書綴、専用利用許可申請書綴、専用利用領収書綴、本会計領収書綴、一般会計領収書綴、累計所得税源泉徴収簿、各種利用明細請求書綴、月次報告書業務日誌、講座実績一覧表、普通預金通帳

4　改善、検討を要する事項**【指摘事項】**

次に述べる事項については、適切な措置を講じられたい。

⑴　事業報告書の検査について（所管部局）

協定書第６条第２項の規定により指定管理者から提出された事業報告書について、静岡市公文書管理規程第８条の規定に基づく収受処理及び協定書同規定に基づく検査手続きが執られていなかった。また、指定管理者制度事務処理要領で規定する検査結果報告書も作成されていなかった。所管部局の検査の実施により、指定管理者に対する必要な指導、改善等が行われることとなるので、各規程に基づき適正に処理されたい。

⑵　施設使用料の減額、免除承認等の手続きについて（所管部局）

センター施設及び設備を専用して利用しようとする者は、条例及び規則の規定に基づき「静岡市都市山村交流センター専用利用許可申請書」を指定管理者に提出し、指定管理者がこれを認めた際は、「静岡市都市山村交流センター専用利用許可書」を申請者に

交付しなければならない。これに加え使用料を減額又は免除する場合、利用者は、「静岡市都市山村交流センター使用料減額・免除承認申請書」を市長に提出し、市長がこれを認めた際は、「静岡市都市山村交流センター使用料減額・免除通知書」を申請者に交付しなければならないものである。しかしながら、使用料を減額・免除されたもののうち、「静岡市都市山村交流センター専用利用許可申請書」が未提出の状態で、「静岡市都市山村交流センター使用料減額・免除承認申請書」のみ提出され、これを指定管理者が保管したまま、所管部局へ未送付となっていたものが見受けられた。これらについては、市長の承認を得ないまま、指定管理者が使用料を減額・免除して、専用利用に供されており、条例等の規定を遵守していなかった。

本来、所管部局は、指定管理者が当該業務を実施するにあたり、事前に事務取扱方法等を十分に説明し、随時業務の実施状況を確認すべきであるが、その手続きが執られていなかったので、指定管理者に対しての指導、改善を図るとともに適正な措置を講じられたい。

５　意見・要望

⑴　所管部局

センターは、農業体験等の交流場所としての施設及び憩いの場を提供するとともに、必要な講座、教室等を開催することにより、都市住民と中山間地域住民の交流の促進を図る施設として設置されたものであり、指定管理者制度による民間のノウハウ導入により効果的、効率的な施設運営を実現しようとするものである。

事業運営においては、指定管理者が作成した事業計画書に基づき事業の推進や施設管理などが実施されているが、指定管理者が実施した事業の一部において、条例、規則、協定書及び事業計画書の規定に則さないものが見受けられた。利用者サービスの充実、施設管理の効率性を含めセンターの運営を円滑に実施するため、所管部局は、指定管理者の自主的な事業執行を尊重しながらも、指定管理者に対して適時、適切に指導を実施することが大変重要である。そのためには、定期的に事業の運営状況について報告を求め、事業の進捗、効果、財務処理状況等を十分確認の上、指定管理者を指導するよう要望する。

また、事業計画に対してどれだけ事業を実施したかという視点のみならず、目標に対する実施事業の効果を適切に評価測定し、次年度以降に反映させることが大事である。センターにおける来館者及び講座参加者は年々増加し、事業は着実に実施されているところではあるが、今以上の効果が得られるよう分析、評価を実施し、事業施策に対するアドバイスや技術的援助を通して、指定管理者の持つ事業ノウハウ、企画力及び提案力を最大限に引き出し、施設の設置目的の達成に努められるよう重ねて要望する。

⑵　指定管理者

センターは、開設後、施設利用者も多く、施設の設置目的の達成に努めていたが、中山間地の文化、慣習等を都市部の市民へ紹介するためにも、地元の人材や資源等地域の特色を活かした講座やイベントの開催など魅力ある事業企画・運営の創意工夫に努め、地域情報発信の推進を益々図られるよう要望する。

また、地元住民に限らずリピーターを含め利用者は多いようではあるが、未だセンターがあることを知らない市民もいることからも、情報の共有化及び事業運営への協力等を含め、静岡市藁科都市山村交流センターをはじめとする他の公共施設等との連携強化に努め、各種イベント、講座など施設のＰＲ強化に努められるよう要望する。

最後に、市民の憩いの場として、利用者の満足度をより一層向上させ、今まで以上に多くの市民が利用することにより、効果的に施設の設置目的の達成が図られるよう重ねて要望する。

静岡市清水産業・情報プラザ

1　所管部局関係

⑴　監査対象施設の概要

団体の概要	名称	清水商工会議所
	設立年月日	昭和５年８月22日
	役員数及び職員数	役員57名（会頭１名、副会頭４名、専務理事１名、常議員46名、監事３名、理事２名） 職員37名
施設の概要	名称	静岡市清水産業・情報プラザ
	設置目的	産業の高度化、創業者の育成、新たな事業分野の開拓等を通じて産業の振興を図るとともに、情報通信網を活用して市民生活の利便の向上を図るため。
	所在地	静岡市清水区相生町６番17号
	主な内容	情報機器室、研修室（収容人員100人）ＩＴ会議室 大会議室（収容人員100人）、創業者育成室（32室） 指定駐車場等
	設置年月日	平成14年４月23日
	選定方法	公募
	指定管理料	86,499,000円（利用料金制は採用していない。）

（注）１　指定管理料は平成20年度実績を示す。

⑵　指定管理の業務内容

指定管理者は、静岡市清水産業・情報プラザ条例第２条に掲げる事業の実施に関すること、プラザの利用の許可に関すること、プラザの施設及び設備の維持管理に関すること、その他市長が必要と認めることを業務内容としている。

⑶　指定管理対象施設に係る条例等の名称

静岡市清水産業・情報プラザ条例

静岡市清水産業・情報プラザ条例施行規則

⑷　所管部局の監査内容について

ア　公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づき、条例において法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるよう定めていた。

イ　指定管理者の指定は、公募により申請のあった２団体について、書類審査、プレゼンテーション等により、課内選定、部内選定を経て、静岡市指定管理者選定委員会において清水商工会議所を選定し、平成18年２月議会の議決を受け、指定管理者に指定していた。

なお、指定期間は平成18年４月１日から平成21年３月31日までとなっており、議決後、指定の公告を行っていた。

ウ　指定の議決を受け、規則第12条に基づき平成18年４月１日付けで清水商工会議所と静岡市清水産業・情報プラザの管理に係る平成18年度の協定を締結し、平成20年度については平成20年４月１日付けで協定を締結していた。

エ　協定書には、事業計画に関する事項、協定の期間に関する事項、管理費用に関する事項、経費の支払に関する事項、事業報告に関する事項、業務の委託等の禁止に関する事項、帳簿等の保存に関する事項、管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項、防犯カメラ等の管理、運用に関する事項、情報公開に関する事項等が記載されていた。

オ　管理費用は費目ごとの積算表に基づき算定され、協定書の規定に基づき年４回前金払いとして適正に支出されていた。

カ　指定管理者からの事業報告書は、協定書の規定により協定期間終了後30日以内に提出し、その日から10日以内に検査を行うこととなっており、平成21年４月１日付けで提出され、同日付けで受付後供覧処理し、報告書の検査結果は良好となっていた。しかし、清水商工会議所の決算の関係で収支決算報告が遅れて５月18日提出となっており、協定書との整合が図られていなかった。

キ　指定管理者と必要に応じて協議や指導等がなされていたが、その内容や結果について、文書による確認、保管がされていなかった。

２　指定管理者関係

⑴　組織（平成21年３月31日現在）

ア　事務局長１人（常務理事が兼務）、課長１人、課員８人

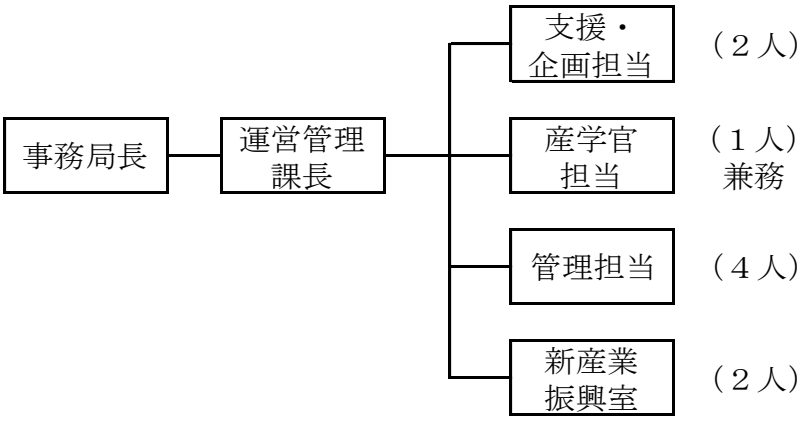

⑵　施設の利用状況

区　　分	創業者育成室を除く施設	創業者育成室
利用時間	平日　9:00～21:00 土日　9:00～17:00	24時間使用可能
開館日数	332日	365日
利用者数	14,877人	18事業者
使用料収入	2,069,580円	6,684,980円

（注）１　開館日数、利用者数は平成20年度実績を示す。

２　使用料収入の内訳

創業者育成室を除く施設

研修室・備品等使用料　2,069,580円

創業者育成室

創業者育成室使用料　5,176,980円

指定駐車場使用料　1,508,000円

ア　創業者支援事業として創業者育成室の賃貸を行っていた。創業者育成室の賃貸借は最大３年間となっており、平成20年度末時点で18事業者が入居していた。

イ　平成20年度において、研修室、会議室、情報機器等は7,458人、インターネット体験コーナーは7,419人の利用があった。

ウ　創業者支援事業、産学官交流事業、中小企業情報化支援事業、入居者交流事業において、セミナー、講演会を開催していたほか、専門アドバイザーによる定期相談や情報交換会を開催していた。

⑶　収支の状況

管理運営に関する収支状況は、次のとおりである。

収入の部　（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	収入済額	執行率
一般事業収入	691	730	105.6
管理業務委託料	86,499	86,499	100.0
共益費収入	2,281	2,401	105.3
雑収入	122	125	102.5
繰越金	3,959	3,959	100.0
収入合計	93,552	93,716	100.2

支出の部　　（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	支出済額	執行率
一般事業費	7,878	5,843	74.2
会議費	319	226	70.8
委託費	31,228	31,067	99.5
給与費	26,738	27,024	101.1
福利厚生費	4,891	4,841	99.0
事務費	16,909	16,856	99.7
繰入金	2,500	2,500	100.0
予備費	3,089	0	－
支出合計	93,552	88,360	94.5

⑷　指定管理者の監査内容について

ア　施設の管理については、清掃業務等の維持管理、消防設備や浄化槽等の点検、防火管理者の選任など、関係法令の定めるところによりおおむね適正に管理されていたが、施設管理に伴う第三者への委託のなかで、機械警備業務については、指定管理移行以前の平成15年４月に締結した契約に基づき業務を実施していた。

　また、受託業者は、他の業者へ下請負させ、この件について指定管理者との間で協定を結んでいた。

イ　協定等に基づく業務の履行については、おおむね適正に執行されていたが、市に提出された報告書の内容と、指定管理者が保管している個々の業務実績に差異が見受けられた。

ウ　施設の利用状況については、創業者育成室はおおむね良好な利用状況にあるものの、会議室及び研修室については稼働率が22.6％と低調となっていた。このため、所管課、静岡市産学交流センター、ＳＯＨＯしずおか、静岡市クリエーター支援センターとの連携により、イベント案内、チラシの配布、地元ミニコミ誌への掲載等の利用促進を図っていた。

エ　施設の管理に係る会計経理については、他の会計と区分し静岡市産業・情報プラザ特別会計を設けて経理を行っており、おおむね適正に処理されていた。

　なお、イベントポスターの自前での作成や、清水商工会議所の広報誌の一部をプラザ通信として利用するなど、委託費及び広報費の節減を図っていた。

オ　出納関係帳簿、領収書類の整備については、おおむね適正に処理されていたが、一部の支出伝票において、支出の根拠となる書類、支出内容の記載に不十分なものが見受けられた。

カ　諸規程の整備については、清水商工会議所の諸規程を準用しており、指定管理用として特に定めた規程はなかった。

キ　施設の貸出しに係る使用料の収納事務については、別途徴収事務委託契約を締結しており、翌営業日に金融機関へ納付することとなっているが、一部、翌々営業日以降に納付されているものが見受けられた。

ク　施設の貸出しについては、関係書類を照合した結果、適正に処理されていた。

3　書類の整備状況

監査した帳票簿冊のうち、主なものは次のとおりである。

⑴　所管部局

簿冊名：平成17年度清水産業・情報プラザ指定管理者募集関係綴、平成20年度清水産業・情報プラザ関係綴

⑵　指定管理者

簿冊名：事業決裁関係綴、育成室入居関係綴、研修室等利用関係綴、支出伝票綴、収入伝票綴、振替伝票綴、総勘定元帳、管理業務再委託関係綴

4　意見・要望

⑴　所管部局

清水産業・情報プラザは、創業者の育成、新たな事業分野の開拓等を通じて産業の振興と情報通信網による市民生活の利便性の向上を図る拠点施設として設置されたものであり、指定管理者制度による民間のノウハウ導入により効果的、効率的な施設運営を実現しようとするものである。

そのため指定管理者の作成した事業計画書により事業の推進や施設管理などが実施されているが、この際、所管部局においては、指定管理者の自主的な事業執行は尊重しながらも、協定書等に規定した報告書の提出時には、その事業の進捗、効果、財務処理状況などについて、利用者サービスの充実、施設管理の効率性の面から十分に検証されるよう要望する。

また、創業者育成室や研修室、会議室の利用促進等については、後述のとおりまずは指定管理者において検討されるべきものであるが、所管部局としても指定管理者との連絡を密にし、適切な対応を図られるよう要望する。

⑵　指定管理者

指定管理者として創業者の育成支援、創業者間あるいは創業者と企業、大学等との交流、中小企業、市民生活の情報化支援、またはこれらに係るセミナー、講演会の開催などを実施していた。産学官交流事業としての企業と大学の共同研究は商品化まで結びついた事例もみられるなど事業の執行は順調に推移しており、また、創業者支援事業の基盤となる創業者育成室への入居についても、おおむね良好な利用状況にあるものの、研修室や会議室については低い利用率となっていた。そのため指定管理者としても利用率

の向上のため市の類似施設との連携や各種媒体の利用などＰＲ活動を行っているが、今後については、静岡商工会議所との合併による会員の増加を絶好の機会と捉え、更なる利用者の拡大に努力されるよう要望する。

また、１階エントランスから多目的ホールにかけては、施設の導入部分として重要なスペースであり、一部、起業家の紹介などのＰＲ活動も行われているが、十分活かされているとは言い難い状況にあるので、所管部局との連携も図りながらより有効な活用方策を検討されるよう要望する。

監　査　公　表

静岡市監査公表第８号

地方自治法第199条第４項の規定による監査を行った結果は、次のとおりである。

同条第９項の規定により、これを公表する。

平成22年１月29日

静岡市監査委員　海　野　　洋
同　　戸　谷　雄　一
同　　栗　田　裕　之
同　　岩　崎　良　浩

記

監査の種別　定期監査（工事監査）

監査対象課

経　済　局	農林水産部	水産漁港課
都　市　局	都市計画部	街路課
	建　築　部	公共建築課、設備課
建　設　局	土　木　部	土木事務所
	道　路　部	道路整備第１課、道路整備第２課、道路整備第３課
上下水道局	水　道　部	簡易水道課
	下水道部	下水道建設課
教育委員会事務局	教　育　部	教育総務課

監査の範囲及び対象　平成21年８月31日までに契約し施工中の建設工事のうち、監査委員が指定したもの。

監査の方法　施工中の建設工事から別紙12件（30工事）を抽出し、提出を求めた設計図書等に基づき、関係職員から説明の聴取、現場での工事施工調査等を行った。監査は、設計施工及び管理業務について適正かつ効率的な執行の適否を監査の視

点として実施した。

なお、実施にあたっては、技術士で構成される社団法人大阪技術振興協会との工事技術調査業務委託契約に基づき執行した。

監査の視点　⑴　計画

関連工事相互間の調整は適切に行われているか。

⑵　設計

設計及び仕様書は事業目的、法令等に適合しているか。

⑶　積算

積算は正確かつ適正に行われているか。

⑷　契約

契約は適正かつ公正に行われているか

⑸　施工

ア　施工管理は適切か。

イ　請負人提出書類等関係書類は整備されているか。

ウ　法令等を遵守し、設計図書どおり施工されているか。

エ　現場の安全管理は適切か。

オ　工期変更、設計変更の理由・内容・時期は適切か。

⑹　その他

ア　現場周辺住民等に配慮されているか。

イ　コスト削減、環境及びバリアフリーに配慮されているか。

監査の結果　各工事を監査した結果は、おおむね適正に実施されているものと認められた。

技術士の総合所見では、総括的におおむね良好であるとの判断であったが、この中で計画、設計、積算、契約、施工等について、改善、留意が望まれる主な事項は、次のとおりである。

なお、各監督員において十分検討及び改善を実施し、安全かつ確実な施工の確保に努めるとともに、今後建設事業の施工・管理等の向上に資するため、各建設工事において反映されたい。

１　建築工事（４件22工事）

⑴　計画

ア　関連工事相互間の調整について（仮称両河内学校給食センター建築工事、設備工事）

建築工事の工程表が不完全であるため、設備業者が施工計画を立てることができない状況となっていた。監督員間で協議して、建築元請業者への指導を建築担当監督員から行われたい。

⑵　設計

ア　設計図書のチェックについて（建築・設備工事全般）

設計図書受領時のチェックの基準が充分ではなかった。市役所内の建築及び設備技術者によるチームを組んでチェックシートを作成することによって若手職員の教育に生かすとともに、無駄や不整合を少なくするよう努められたい。

⑶　積算

ア　数量積算、値入れのチェックについて（仮称蒲原地区市民センター建築工事）

数量積算、値入れのチェックにおいては、主要な構造材の延床面積当たり数量を算出して、過去に手掛けた類似物件の数量と比較することにより大局的なチェックができるので、取り入れることが望ましい。

イ　積算における業者見積について（仮称蒲原地区市民センター衛生工事）

単価表等に記載されていない材料の単価を業者見積によって決定する場合において、見積対象項目を取り扱っていない業者から見積書を提出させるなど形式的なものとなっていた。適切な業者選定を行い競争原理の働くものとされたい。

⑷　契約

ア　入札時の経緯の記録について（清水押切団地１号棟片廊下設置建築工事、電気工事、衛生工事）

入札形式はそれぞれ総合評価一般競争入札、技術資料提出型一般競争入札であり、手続き、資格審査は適正に行われていたが、入札参加者が１者で落札率が非常に高率であったため、このような事例となった場合には入札時の経緯について記録することが望ましい。

イ　変更契約について（仮称蒲原地区市民センター建築工事）

変更契約は「事務取扱要領」によって対応していたが、紛争防止のため特記仕様書に変更請負代金額の算出式とともに「変更設計工事価格の計算については、本市の元設計単価によるものとする。」等の記載を加えた「契約変更」の項目を定めるのが望ましい。

⑸　施工

ア　実施工程表について（仮称蒲原地区市民センター衛生工事、空調工事、合併処理施設工事）

建築工事の工程は設備工事を進める場合に最も密接な関係にあるものなので、建築工事の工程を示した実施工程表を作成するよう元請け業者を指導されたい。

イ　施工要領図、施工図作成の進捗状況の確認について（登呂博物館展示工事）

施工要領図、施工図が順次作成されていたが、これらの書類の承認が遅れると工程に大きく影響するので作成状況と製品の納入状況を常に確認することが望ましい。

ウ　施工計画書の記載の充実について（清水押切団地１号棟片廊下設置建築工事）

協力会社が作成した施工計画書がそのまま提出されているものがあったので、元請施工者としての品質管理基準や、他工事との取り合い等を加筆して記載の充実を図るよう指導されたい。

エ　竣工時期の異なる建築・設備工事の取扱いについて（登呂博物館建築工事、登呂博物館設備工事全般）

建築工事、電気工事、空調工事、衛生工事及び昇降機工事が平成22年１月29日、展示工事及び展示情報工事が平成22年３月15日と、竣工時期に約1ヶ月半の差があるので、消防検査並びに建築検査の実施時期及び引渡しまでの建物の維持管理など関係者と協議して適切な対応を行われたい。

オ　工事打合せ会について（仮称両河内学校給食センター建築工事）

工事打合せ会は、当初は月１回、途中から月２回監督員と元請業者が参加して行われていたが、建築工事と設備工事元請業者で５者、給食機器業者を含めると６者に及ぶ工事であり、工事の規模から考えても月に１～２回の打合せ会は情報交換、連絡調整の手段としては不十分なので、十分な調整を図ることができるよう配慮されたい。

カ　統括安全衛生管理者の指名について（登呂博物館建築工事）

現場代理人が統括安全衛生管理者の仕事を行っているにもかかわらず、発注者から統括安全衛生管理者の指名がなされていなかった。現場を統制する意味で現場代理人を統括安全衛生管理者として指名し、その旨の書類を発行することが望ましい。

キ　杭頭部の引張強度確認について（清水押切団地１号棟片廊下設置建築工事）

一般的に杭は圧縮力を受けるが、この工事の杭においては引き抜き力が作用するので計算書によって杭頭部の引張強度を確認することが望ましい。

ク　特記仕様書におけるセメントの特記について（仮称両河内学校給食センター建築工事）

特記仕様書にセメントの種類の特記が記載されていなかったので記

載されたい。

ケ　生コンプラントを複数使用している場合の取扱いについて（仮称蒲原地区市民センター建築工事）

　生コンプラントを複数使用している場合は、どの部分にどのプラントのコンクリートを打設したかを適切に記録し、保全にあたる部署に引き継がれたい

コ　コンクリートの圧縮強度試験について（仮称蒲原地区市民センター建築工事）

　コンクリートの圧縮強度試験結果は、一覧表にまとめて壁に貼るなど関係者全員がいつでも点検することができるようにしておくことが望ましい。

サ　組立開先検査（※１）について（登呂博物館建築工事）

　構造特記で実施することとされている組立開先検査について、鉄骨製作工場がＨグレードであることから免除されていた。組立開先検査は鉄骨を仮組状態で検査するので、Ｈグレードの工場であっても溶接困難な場所や溶接の順序等を確認することが大切であり、検査を実施するようにされたい。

シ　グラウト（※２）の品質管理について（仮称蒲原地区市民センター建築工事）

　アンカーボルト（※３）の設置方法は、認定工法である「ベースパック柱脚工法」が特記されており、アンカープレート（※４）の下に無収縮グラウトを充填する工事が行われていた。この場合のグラウトの品質については、材料試験の結果を確認するだけでなく、現場で供試体を作って試験を行われたい。

ス　コールドジョイント（※５）について（登呂博物館建築工事）

　躯体にコールドジョイントが発生している箇所があったが、梁下の被り厚さ部分に生じたコールドジョイントは、数十年経過後に剥離して落下した事例が報告されているので、天井工事着手前に落下防止措置を講じられたい。

セ　高力ボルト接合部の記録について（仮称両河内学校給食センター建築工事）

　高力ボルト接合部は、製品検査の後サンドブラスト（※６）されていた。適切な赤錆発生に代わる特殊な処置を採った場合には、共通仕様書に示されている所定の「すべり計数値」が確保されていることを確かめ、記録するようにされたい。

ソ　ガラス戸やガラス面への衝突防止対策について（仮称蒲原地区市民セ

ンター建築工事）

　ガラス戸やガラス面への衝突防止対策は、幼児や子供の来館も考えられる施設においては、子供の目線での衝突防止対策を講じておくことが望ましい。

タ　ダクトの横揺れ防止処置について（登呂博物館空調工事）

　ダクトの吊りボルトが長い部分は横揺れ防止処置をとられたい。

チ　天井内設備工事と建築工事の天井直井検査について（登呂博物館建築工事、設備工事全般）

　防火区画の品質が確保され、完成検査における天井内検査の免除につながると思われるため、天井下地工事着手前に建築工事、各設備工事合同で天井内検査日を決めて消防中間検査として防火区画検査を受検することが望ましい。

ツ　維持管理に係る取扱いの引継ぎについて（登呂博物館電気工事、衛生工事、空調工事、昇降機工事）

　天井高さが高い部分の維持管理方法については、担当者が不在となると問題が生じることが多いので、施工図作成時や定例会議での協議だけでなく取扱説明書を作成して引き継ぐことが望ましい。

　また、昇降機は一定以上の地震によって運転停止となる地震管制運転となっており、この状態になるとメーカーによる点検をしなければ稼働することができないため、建物使用者に対し説明書によって説明しておくことが望ましい。

テ　掘削作業主任者の選任について（仮称蒲原地区市民センター合併処理施設工事）

　掘削深さが約４ｍあるため、労働安全衛生法の規定により掘削作業主任者の選任が必要であるにもかかわらず、選任がなされないまま工事が進められていた。幸いにも事故が発生することなく設置が完了していたが、建築工事を監督する公共建築課の職員と共同して監理する体制とする等の対策により適正な施工管理を行われたい。

ト　床仕上げ材料の防滑性能の確認について（仮称両河内学校給食センター建築工事）

　床仕上げ材料の防滑性能については、ＪＩＳ規格による試験・検査、あるいは「東工大式滑り試験機Ｏ－Ｙ・ＰＳＭ」（※７）による試験等で客観的に測定されているか確認するとともに、測定されている場合にはそのデータを確認することが望ましい。

ナ　建設廃棄物の処分について（仮称蒲原地区市民センター空調工事、清水押切団地１号棟片廊下設置建築工事）

建設廃棄物がほとんど発生しない工事であるため、収集運搬、中間処理、最終処分の契約がなされず、自社に持ち帰って処分していたが、廃棄物の処分が適切になされているかその契約を確認しておくことが望ましい。

また、マニフェストの整理においては、ＯＵＴとＩＮの一覧表を作成されたい。

⑹　その他

ア　掘削土の搬出及び掘削時における湧水の処理における環境への配慮について（登呂博物館建築工事、清水押切団地１号棟片廊下設置建築工事）

掘削土の搬出にあたり土の汚染度調査が実施されていなかった。環境基準を超過する物質があれば発注者責任になること等から考えても土の汚染度調査は実施されたい。

また、掘削時に生じる湧水の処理について、山止にはシートパイル（※８）を打設し、湧水は水中ポンプによってノッチタンク（※９）を通して近くの雨水桝に排水していたが、工事中に生じる雑排水は強アルカリ性となるおそれがあるので、排水先の排水基準を調査し、必要に応じてＰＨ処理装置を設置するよう指導されたい。

２　土木工事（８件８工事）

⑴　計画

ア　市民に親しまれる河川整備について（準用河川常念川改修工事）

浸水被害防止のための頑丈な護岸築造ばかりを考えると、河川が三面コンクリート張り水路となり、住民の関心が薄れた単なる水路となるおそれがあるため、「自然と調和し、住民の暮らしにも調和した良好な河川環境の創出」を図るべく、植生の保存や育成に努め、住民が関心を示し市民に親しまれる河川行政を推進することが望ましい。

⑵　設計

ア　設計図面の設計年月の記録について（由比漁港南防波堤築造工事、準用河川常念川改修工事）

設計図面の表題欄に設計年月の記録がなかったが、設計図面の設計年月は設計に適用した記述基準の発行年月を表し、今後の維持管理に必要な記録情報であるとともにＪＩＳ規格の製図基準でもあるので記録するようにされたい。

イ　平面図等の記載事項について（渋川妙音寺線（上力）街路築造工事、（国）１５０号道路改良その１工事）

縦断図に記載された延長が誤っているものがあり、平面図や標準横断面図に幅員が記載されていないものがあったので注意されたい。

ウ　特記仕様書の内容について（(主) 山脇大谷線道路改良工事（(仮称) 賤機山トンネル))

トンネル工事においては、坑口部の補強策、周辺環境を考慮した発破工法、工事中の種々の施工管理項目、トンネル排水の濁水処理に伴う排水基準（環境基準）等の仮設整備計画に関わる事項等が施工条件として必要かつ重要な事項であるにもかかわらず記載されていなかった。トンネル工事は他工事に見られない特殊な管理項目が多々あることからも、それらを工事中の技術的要求事項として特記仕様書に記載されたい。

⑶　積算

ア　積算におけるチェックについて（(主) 山脇大谷線道路改良工事（(仮称) 賤機山トンネル))

発注課における積算のチェック体制と役割分担を明確にするため、工事設計書（表紙）に積算に携わった３人が検印欄に押印することになっているが、設計者欄と改算者欄の２人の押印しかなされていなかった。積算の役割分担として、設計者（起案者）に担当監督員があたり、改算者に経験ある他の監督員があたること、調査者に主任監督員（統括主幹）がそれぞれ押印することとなっている。当該工事設計書においては、調査者が改算者の欄に押印していたため、調査者の欄に押印がなされていない形となっていたが、その工事設計書が入札や契約の手続きに付された形となっていたので、適正に処理されたい。

⑷　施工

ア　施工計画書の記載内容について（八十岡簡易水道布設替工事）

施工計画書の「主要資材（一覧表）及び材料承諾願書」の材料一覧表に材料の製造場所を表す工場名、商取引上の商社名や代理店の記載が漏れていた。規格認証はメーカーの工場毎に取得するものであるので、検査時点においてはメーカーの工場名と商社を関連付ける証明を確認のうえ行われたい。

イ　緊急時の対応策について（由比漁港南防波堤築造工事）

施工計画書の「緊急時の体制と対応」には東海地震情報への対応を３ランクに区別してその行動基準が記載されていたが、工事中もっと身近な作業中止基準である震度４以上の地震、時間雨量35㎜以上の大雨、風速10m以上の強風、波高1.0m以上の波浪、1.0海里以下の視程における対応の取組みについても検討されたい。

ウ　現場代理人の変更届について（(主) 山脇大谷線道路改良工事（(仮称)

賤機山トンネル））

現場代理人が途中で変更されているが、現場代理人の実務経歴書が提出されていなかった。低入札工事等の重点監督が必要な工事では特に現場代理人の経歴書の提出を請負者に求めるべきであるので提出するよう指導されたい。

エ　トンネルの支保パターン（※10）の変更について（（主）山脇大谷線道路改良工事（（仮称）賤機山トンネル））

トンネルの支保パターンが当初設計の支保パターンと比べかなりの範囲で変更されていた。設計段階では限られた地質調査の少ない地質情報を用いて地山を評価して標準支保パターンを設定するため、掘削後に実際の切羽状況を見て地山評価する場合と異なるのはよくあることであるが、標準方式による計測（A）の結果をどう活用したのか不明である。また、当初予想した計測値の管理範囲は実際とはかなり小さい値であるため、途中で管理基準の見直しを行う必要性があったと思われるが、それも行われていない。したがって、支保パターンの設計変更に対し技術専門員の判断等も加え変更手続きとして説得性に欠けるものと思われるので、説明資料の再検討をされたい。

オ　Ｌ型水路ブロック（水路擁壁）の基礎地盤等の確認について（準用河川常念川改修工事）

施工計画書に「Ｌ型水路ブロック（水路擁壁）の基礎地盤反力（※11）の確認」についての記載がなかった。設計報告書に土木構造物の安定性確保のため基礎地盤反力数値を示している限り、その数値の如何にかかわらず現位置調査を行い確認する必要があるため、特記仕様書にその旨を記載して指示するようにされたい。

⑸　その他

ア　トンネル排水の濁水処理計画について（（主）山脇大谷線道路改良工事（（仮称）賤機山トンネル））

流入する河川下流に養魚池があり、排水基準の濁度が非常に厳しい規制となっている。実際の排水処理の薬剤使用量は設計時の予想湧水量の減少と共に減量されたということであったが、設計変更の減の可能性もあるため当初の使用量計算と比較した濁水処理報告書の提出をするよう指導されたい。

以上が、技術士からの改善、留意が望まれる主な事項であるが、さらに、総括的な意見・要望を述べると次のとおりである。

⑴　監督員の技術力向上について

公共工事において監督及び立会確認等の検査を行う監督員の役割は重要である。公共工事の請負契約における両者の基本的な関係は、発注者の請負代金債務と請負者の工事完成債務であり、請負者は自己責任のもと任意に任された範囲である程度自由に施工方法等を決定し、技術力を発揮できるが、工事中や供用後に問題が発生した場合の責任分担は明確で、発注者の責任の方が重い。発注者は設計から積算までの段階で直接関わり、工事の監督を行い、完成検査では完成物の引渡しに際し厳格にその合否の判定を行う立場にあり、それらの工事中の監督あるいは検査行為では、行政的配慮が必要なこともあるが、より高度な技術判断が求められる。また、公共工事の品質確保からも高度な技術判断力が求められており、請負者の現場の配置技術者とは別の観点で監督員の技術資格の裏付けが必要である。

施工計画書の受理の際の審査や総合評価方式競争入札の実施により求められる技術評価については、技術職員の技術向上の機会と捉え、前述の請負者に対する適切な指導や取得過程において客観的な技術判断力の向上に役立つことからも技術的資格の取得に努められたい。また、資格取得の支援策について検討することも望まれる。

⑵　環境への配慮について

静岡市土木工事共通仕様書における「公共工事環境配慮指針」の実施の取組みは、一部を除いて、十分であるとは言えない状況にある。請負者への協力の要請、現行の環境配慮型建設機械の使用や再生資源利用促進計画の実施点検だけにとどまらず、監督員においては、国や市の広範な環境施策を率先垂範して、施工計画書の受理の際の審査での必須の点検事項にして、その実施の成果を竣工検査の評価点に加えるなど環境配慮への積極的な取組み姿勢を示し、実態のある施策を実施することが求められる。

また、今回監査対象の建築・設備工事においては、土の搬出における汚染度調査の実施、掘削時における湧水の排水における排水基準の調査及びそれに基づいたＰＨ処理装置や濁水処理などにおいて留意すべきものが見受けられたので、これらの点に留意し環境に配慮した施工に努められたい。

参考　文中の用語説明

※１　組立開先検査

鉄骨組立時に行う検査で、鉄骨を溶接する時の隙間や角度が適正であることを確認する検査。

※２　グラウト

建設工事において隙間等を埋めるために注入する流動性の液体。なお、無収縮グラウトは硬化時に収縮しないもの。

※３　アンカーボルト

構造部材や設備機器等を固定するため、コンクリートに埋め込んで使用するボルト。

※４　アンカープレート

アンカーボルトの引抜き抵抗を大きくするために用いる鋼板。

※５　コールドジョイント

コンクリートを打ち重ねる場合において、適切な期間を過ぎてコンクリートを打設した場合に、前に打ち込まれたコンクリートと一体化されない状態。

※６　サンドブラスト

高圧の空気で砂を吹き付け、物の表面に凹凸を付けること。

※７　東工大式滑り試験機Ｏ－Ｙ・ＰＳＭ

東京工業大学が開発した試験機で、人間の歩行感覚に対応した評価方法とされており、ＪＩＳ　Ａ１４５４「高分子張り床材試験方法」に規定される滑り試験機。

※８　シートパイル

鋼製矢板壁。U形等の断面形状の鋼矢板の継手部を噛み合わせて連続して地中に打ち込んで築造する山留め壁。

※９　ノッチタンク

タンクの中に堰が作ってあり三角堰等で水位の調整ができるもの。

※10　支保パターン（トンネル工事）

トンネル工事において、掘削後の地山の変形を抑制して安定を確保するための手段をトンネル支保工といい、地山の状況によって、強度等が異なるものを使い分けるため、適用範囲毎にパターン化したもの。

※11　基礎地盤反力

構造物の重さに対して地盤が反発する力を地盤反力という。

監査対象工事概要

１　建築・設備工事

⑴仮称蒲原地区市民センター建築工事

工事場所　清水区蒲原新田一丁目　地内

【建築工事】

契約金額　876,750,000円

工事期間　平成20年12月12日～平成22年２月26日

担 当 課　都市局建築部公共建築課

市民センター（交流館・支所・子育て）

敷地面積　6,221.23㎡

構　　造　鉄骨造　３階建

建築面積　2,446.53㎡

延床面積　3,881.90㎡

基　　礎　鉄筋コンクリート独立基礎

屋　　根　塩ビ系シート防水

外　　壁　押出成形セメント板塗装品

所 要 室　１階　交流館　客席、舞台、スタジオ（大）、交流館事務室、
展示ホール、便所（多目的・男子・女子）等

支　所　支所執務スペース、支所相談室、宿直室、倉庫、
便所（多目的・男子・女子）等

子育て　子育て交流サロン、子育て相談室、授乳室、
スタッフルーム、親子便所等

２階　交流館　客席、パソコン室、和室、スタジオ（小）、機械室、
工作室、便所（多目的・男子・女子）等

支　所　支所執務スペース、災害対策本部、無線機室、会議室、
更衣室、便所（男子・女子）等

３階　交流館　調理実習室、和室（２室）、会議室（４室）、
交流スペース、便所（多目的・男子・女子）等

倉　庫

構　　造　鉄骨造　平屋建

建築面積　150.00㎡

延床面積　143.80㎡

外構工事

コンクリート平板舗装、アスファルト舗装、児童遊園、幼児公園、

メッシュフェンス等、アルミ製駐輪場

【電気工事】

契約金額　151,935,000円

工事期間　平成20年12月26日～平成22年２月26日

担 当 課　都市局建築部設備課

市民センター電気工事

受変電工事、自家発電工事、低圧幹線・動力工事、電灯工事、テレビ共聴工事、トイレ呼出・音声誘導・インターホン工事、雷保護工事、放送工事、監視カメラ工事、火災報知・防火戸制御工事

倉庫棟電気工事

電灯工事

【衛生工事】

契約金額　67,935,000円

工事期間　平成20年12月26日～平成22年２月26日

担 当 課　都市局建築部設備課

屋外給水工事、給水工事、給湯工事、ガス工事、排水通気工事、屋外排水工事、消火工事、衛生器具工事

【空調工事】

契約金額　142,695,000円

工事期間　平成20年12月26日～平成22年２月26日

担 当 課　都市局建築部設備課

冷暖房機器工事、冷暖房ダクト工事、冷暖房配管工事、冷暖房配線工事、換気機器工事、換気ダクト工事、換気配線工事、自動制御工事

【昇降機工事】

契約金額　18,249,000円

工事期間　平成20年12月25日～平成22年２月26日

担 当 課　都市局建築部設備課

１号昇降機　機械室レス乗用昇降機１基
定員13人（積載量900kg）、停止階１～３階（３箇所）、
速度45m/分

２号昇降機　機械室レス乗用昇降機１基
定員９人（積載量600kg）、停止階１～２階（２箇所）
速度45m/分

【合併処理施設工事】

契約金額　23,415,000円

工事期間　平成20年12月26日～平成22年２月26日

担 当 課　都市局建築部設備課

躯体工事、機器工事、配管工事、配線工事

⑵登呂博物館建築工事

工事場所　駿河区登呂五丁目　地内

【建築工事】

契約金額　750,750,000円

工事期間　平成20年12月12日～平成22年１月29日

担 当 課　都市局建築部公共建築課

敷地面積　53,703.83㎡

構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造　２階建

建築面積　1,259.64㎡

延床面積　2,296.52㎡

基　　礎　杭基礎

屋　　根　塩ビ系シート防水

外　　壁　せっ器質無釉100角タイル貼り

所 要 室　１階　エントランスホール、参加体験展示室、図書閲覧コーナー、多目的ホール、情報・映像コーナー、ミュージアムショップ、ボランティアスタッフ活動室、便所（多目的・男子・女子）、資材・器材倉庫、機械室、トラックヤード等

２階　見学対話型展示室、特別・企画展示室、休憩・展望フロアー、事務室、一般・特別収蔵庫、調査・研究資料整理室、便所（多目的・男子・女子）、写場、薫蒸室等

塔屋　階段ホール

屋上　展望テラス

【電気工事】

契約金額　69,090,000円

工事期間　平成20年12月26日～平成22年１月29日

担 当 課　都市局建築部設備課

受変電工事、自家発電工事、電灯工事、動力工事、電話工事、放送工事、テレビ共聴工事、電気時計工事、インターホン工事、トイレ呼出工事、機械警備用配管工事、情報工事、監視カメラ工事、火災報知工事

【衛生工事】

契約金額　33,850,000円

工事期間　平成20年12月26日～平成22年１月29日

担 当 課　都市局建築部設備課

屋外給水工事、給水工事、給湯工事、排水通気工事、屋外排水工事、消火工事、
衛生器具工事、二酸化炭素消火工事

【空調工事】

契約金額　77,595,000円

工事期間　平成20年12月26日～平成22年１月29日

担 当 課　都市局建築部設備課

冷暖房機器工事　氷蓄熱式パッケージエアコン６組、
個別パッケージエアコン３組

冷暖房ダクト工事　冷暖房用ダクト

冷暖房配管工事　冷媒配管・ドレン配管

換気機器工事　全熱交換型換気扇、有圧換気扇、天井換気扇等

換気ダクト工事　換気用ダクト

制御配線工事　冷暖房及び換気機器制御配線

【昇降機工事】

契約金額　39,984,000円

工事期間　平成21年３月26日～平成22年１月29日

担 当 課　都市局建築部設備課

１号昇降機　機械室レス乗用昇降機
定員13名（積載量900kg）、停止階１、２、Ｒ階（３箇所）、
速度45m/分

２号昇降機　機械室レス荷物用昇降機
積載量3,000kg、停止階１，２階（２箇所）、
速度45m/分

【展示工事】

契約金額　291,900,000円

工事期間　平成21年１月22日～平成22年３月15日

担 当 課　教育委員会事務局教育部教育総務課

１階　参加体験展示室279㎡
住居、高床倉庫、祭殿、水田、道具づくり広場等

２階　見学対話展示室211㎡
登呂ムラと稲作、登呂遺跡の記憶等

造作、グラフィック制作、模型・レプリカ製作、
映像ソフト・ＰＣコンテンツ制作、電気・照明・給排水設備工事

【展示情報工事】

契約金額　70,350,000円

工事期間　平成21年３月13日～平成22年３月15日

担 当 課　教育委員会事務局教育部教育総務課

利用者へのサービス提供や博物館情報の発信、
館内ネットワーク等に関わる情報システムの構築工事、
情報機能を備えた展示解説機器の製作、
館内ネットワークに伴うケーブル配線工事及び端末機器の設置工事

⑶仮称両河内学校給食センター建築工事

工事場所　清水区和田島　地内

【建築工事】

契約金額　181,650,000円

工事期間　平成21年３月19日～平成22年２月15日

担 当 課　都市局建築部公共建築課

給食センター棟建築工事

敷地面積　2,022.99㎡
構　　造　鉄骨造　平屋建
建築面積　1,006.69㎡
延床面積　984.08㎡
基　　礎　独立基礎
屋　　根　カラー溶融アルミ亜鉛合金メッキ鋼板折板葺き
外　　壁　カラー溶融アルミ亜鉛合金メッキ鋼板角波サイディング横張り
所 要 室　玄関、事務室、会議室、食堂、調理準備室、魚肉類処理室、検収室、野菜類下処理室、調理室、特食調理室、和え物室、消毒・配送室、洗浄室、洗浄準備室、洗濯室、更衣室、便所（外来・男子・女子）、倉庫、脱衣室、油庫、廃棄物庫、冷蔵・冷凍庫（魚肉類）、食品庫、調味料庫、風除室、残菜置場

プロパン庫棟建築工事

構　　造　鉄骨造　平屋建
建築面積　15.00㎡
延床面積　15.00㎡

外構工事

アスファルト舗装、境界フェンス

【電気工事】

契約金額　52,500,000円

工事期間　平成21年３月11日～平成22年２月15日

担 当 課　都市局建築部設備課

受変電工事、低圧幹線工事、電灯工事、動力工事、電話工事、放送工事、テレビ共聴工事、電気時計工事、トイレ呼出工事、機械警備用配管工事、情報用配管工事、火災報知工事、ガス漏れ警報工事、防火戸制御工事

【衛生工事】

契約金額　33,390,000円

工事期間　平成21年３月19日～平成22年２月15日

担 当 課　都市局建築部設備課

給 水 工 事　直結式50Ａ給水管引込、屋内外配管一式

給 湯 工 事　ガス瞬間湯沸器マルチ型350号相当１台、電気湯沸器貯湯型12Ｌ２台、屋内配管一式

ガ ス 工 事　ＬＰＧ屋内外配管一式

排水通気工事　屋内配管一式

屋外排水工事　屋外配管一式

衛生器具工事　調理室内手洗器、水栓類、男女及び多目的便所内衛生器具一式

【空調工事】

契約金額　57,750,000円

工事期間　平成21年３月６日～平成22年２月15日

担 当 課　都市局建築部設備課

冷暖房機器工事　調理室、管理諸室冷暖房機器一式

冷暖房配管工事　〃　配管工事一式

冷暖房配線工事　〃　電気配線工事一式

換気機器工事　〃　換気機器一式

換気ダクト工事　〃　ダクト工事一式

【排水処理施設工事】

契約金額　37,494,450円

工事期間　平成21年３月27日～平成22年２月15日

担 当 課　都市局建築部設備課

排水処理施設工事　処理能力20㎥/日

合併処理浄化槽工事　10人槽

⑷清水押切団地１号棟片廊下設置建築工事

工事場所　清水区押切　地内

【建築工事】

契約金額　175,350,000円

工事期間　平成21年１月16日～平成22年１月29日

担 当 課　都市局建築部公共建築課

片廊下設置建築工事

敷地面積　2,485.86㎡

構　　造　鉄骨（耐火鋼）造　５階建

築造面積　596.82㎡

基　　礎　耐圧盤ベタ平基礎

屋　　根　カラー溶融アルミ亜鉛合金メッキ鋼板折板葺き

外構工事

自転車置場・物置設置、アスファルト舗装

【電気工事】

契約金額　13,933,500円

工事期間　平成21年１月16日～平成22年１月29日

担 当 課　都市局建築部設備課

低圧幹線工事　電灯動力分電盤１面

電 灯 工 事　照明器具80個

動 力 工 事　昇降機への電源供給

電 話 工 事　保安器端子盤１面

外 灯 工 事　照明器具５個

【衛生工事】

契約金額　11,025,000円

工事期間　平成21年１月21日～平成22年１月29日

担 当 課　都市局建築部設備課

給水工事、ガス工事、屋外排水工事、公共下水道切替工事

【昇降機工事】

契約金額　12,798,450円

工事期間　平成21年２月26日～平成22年１月29日

担 当 課　都市局建築部設備課

機械室レス乗用昇降機１基

定員13人（積載荷重850kg）、停止階ＧＬ、１～５階（６箇所）、

速度45m/分

２　土木工事

⑴由比漁港南防波堤築造工事

工事場所　清水区由比今宿　地先
契約金額　240,273,600円
工事期間　平成21年７月10日～平成22年２月26日
担 当 課　経済局農林水産部水産漁港課
工事延長　Ｌ＝68.9m
基　礎　工　Ｌ＝60.0m
基礎捨石投入　30～200kg　Ｖ＝3,867㎥
500～700kg　Ｖ＝641㎥
1.0～1.5t　Ｖ＝1,162㎥
本　体　工　ケーソン製作（Ｌ20.0m×Ｂ15.3m×Ｈ9.0m、1,360t/函）３函
ケーソン進水・仮置　３函
被覆根固工　被覆ブロック製作
10t型（Ｌ2.48×Ｂ2.48×Ｈ1.36）118個
30t型（Ｌ3.58×Ｂ3.58×Ｈ1.96）50個
根固ブロック製作
Ａ型（34.22t、Ｌ3.5×Ｂ2.5×Ｈ1.7）22個
Ｂ型（19.32t、Ｌ3.0×Ｂ2.0×Ｈ1.4）20個
Ｃ型（30.20t、Ｌ3.75×Ｂ2.5×Ｈ1.4）２個
構造物設置工　既設根固ブロック撤去仮置　既設Ａ型（34.22t）８個
既設Ｂ型（27.37t）１個
既設被覆ブロック撤去仮置　スタビック20t型　99個
スタビック10t型　４個
浚渫・土捨工　グラブ浚渫工210㎥、エアーリフト浚渫工50㎥

⑵渋川妙音寺線（上力）街路築造工事

工事場所　清水区上力町、沼田町地内
契約金額　53,795,700円
工事期間　平成21年２月６日～平成22年２月15日
担 当 課　都市局都市計画部街路課
工事延長　140.0m
道路幅員　18.0m
土　　工　機械掘削1,700㎥、路床盛土1,200㎥
構造物取壊し工　アスファルト取壊し121㎥、コンクリート取壊し116㎥

排　水　工　Ｕ字型側溝工　700×900型　４ｍ、700×800型　55ｍ、
700×600型　36ｍ、ＰＵ３－400Ｂ型　81ｍ
Ｌ字型側溝工　207ｍ
横断暗渠工　700×600型　４ｍ、300×600型　16ｍ
自由勾配側溝工　300×500型　４ｍ、300×600型　４ｍ、
300×700型　２ｍ、300×800型　２ｍ
舗　装　工　車道舗装工　アスファルト1,140㎡
歩道舗装工　インターロッキング849㎡
付　帯　工　見切工　42ｍ、照明灯設置工　１基、区画線工　一式

⑶準用河川常念川改修工事

工事場所　清水区八千代町、幸町　地内
契約金額　23,079,000円
工事期間　平成21年８月28日～平成22年２月１日
担当課　建設局土木部土木事務所
工事延長　Ｌ＝50.5ｍ
プレキャストＬ型護岸工　（Ｈ＝2.55ｍ）Ｌ＝42ｍ
護岸嵩上げ工　（Ｈ＝0.23～0.30ｍ）Ｌ＝35ｍ
仮設工　一式
付帯工　一式

⑷（主）山脇大谷線道路改良工事（（仮称）賤機山トンネル）

工事場所　葵区福田ヶ谷、南　地内
契約金額　1,228,500,000円
工事期間　平成19年２月23日～平成21年12月28日
担当課　建設局道路部道路整備第１課
トンネル（ＮＡＴＭ）Ｌ＝840ｍ　発破掘削・防水工・覆工・排水工
インバート工　Ｌ＝94ｍ
箱抜き工　Ｎ＝39箇所
舗　装　工　Ａ＝6,900㎡

⑸（国）150号道路改良その１工事

工事場所　駿河区中島　地内
契約金額　46,189,500円
工事期間　平成21年７月10日～平成22年３月15日
担当課　建設局道路部道路整備第２課

工事延長　95.7m
道路幅員　27.00m
　路床安定処理工　1,672㎡
　側　　溝　　工　　550m
　舗　　装　　工　1,630㎡

⑹（主）清水富士宮線（吉原バイパス）第４高架橋Ｐ１橋脚工事

工事場所　清水区吉原　地内
契約金額　128,625,000円（変更金額144,558,750円）
工事期間　平成21年２月13日～平成22年１月15日
担 当 課　建設局道路部道路整備第３課
橋脚工
　土　　工　一式（土砂掘削2,800㎥、軟岩490㎥）
　橋　　脚　　工　１基（Ｈ＝24m）
護岸工
　土　　工　一式（掘削100㎥・床堀130㎥）
　護　　岸　　工　245㎡（コンクリートブロック積）
　天端コンクリート工　68m
　コンクリート土台工　68m
護床工
　張コンクリート工　49m
　水　　叩　　工　１基
　帯　　工　１基
切土補強工（永久補強）
　補 強 材 築 造 工　896m
　表　　面　　工　一式（400㎡）
切土補強工（仮設補強）
　補 強 材 築 造 工　523.5m
　表　　面　　工　一式（252㎡）

⑺八十岡簡易水道送水管・配水管布設替工事

工事場所　葵区足久保口組　地内
契約金額　45,150,000円
工事期間　平成21年８月28日～平成22年３月15日
担 当 課　上下水道局水道部簡易水道課
鋳 鉄 管 （ＮＳ型）布 設 工　φ100㎜　　152.9m

ポリエチレン管布設工	φ 75㎜	587.0m
ポリエチレン管布設工	φ 50㎜	559.0m
ポリエチレン管（送水管）布設工	φ 50㎜	321.7m
仕切弁設置工	φ 50㎜・φ 75㎜	15基
地下式消火栓設置工	（単口・空気弁付）	４基
給水切替工		38箇所

⑻中島処理区服織地区下水道築造その２工事

工事場所　葵区建穂一丁目、建穂二丁目　地内

契約金額　99,750,000円

工事期間　平成21年７月３日～平成22年２月15日

担当課　上下水道局下水道部下水道建設課

下水道延長　Ｌ＝1,267.30m

管きょ延長　Ｌ＝1,225.30m

管きょ工（開削工法）ＶＵ200㎜　Ｌ＝1,267.30m（1,225.30m）

マンホール工　１号マンホール　９箇所

楕円マンホール　36箇所

小型マンホール　２箇所

取付管工　107箇所

付帯工　一式

水道管移設工　一式